

第3期 曾於市 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

曾於市

はじめに

我が国では、急速な少子高齢化の進展や不透明な経済情勢などを背景に、子どもや子育て家庭をとりまく環境はますます厳しさを増しています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化やライフスタイルの多様化など様々な要因から、子どもを産み育てようとする家庭を取り巻く環境が変化して、子どもを育てる上で必要とする子育て支援サービスのニーズは一層多様化しています。

このような中、国においては、令和5年4月、こども家庭庁を創設し、常にこどもにとって最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、子ども・子育て施策を強力に推進しています。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援計画の基本理念として「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり」を掲げ、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を地域で支え、子育て支援への多様なニーズに対応するため様々な施策の展開を図ってまいりました。

また、令和4年10月に、子育て支援施策に集中的に取り組む担当課を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化や、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減等に取り組んでまいりました。

この度、「第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画（令和2年～令和6年度）」が最終年度を迎えるに当たり、第2期5カ年の状況等を検証・評価し、子どもを取り巻く社会環境の変化や子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、また、みなさまからいただいたアンケート等の結果を基に第3期計画を策定しました。

子どもは社会の希望であり、国の未来であります。子どもが健やかに成長することが、国の明るい未来につながっていきます。

この計画を軸に、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができること、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で支えていくことを目指し、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。みなさまのなお一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民のみなさまをはじめ、ご審議いただいた子ども・子育て会議委員のみなさま、ご尽力いただいた多くのみなさまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

曾於市長 五位塚 剛

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 「こども基本法」の概要	5
(1) 制度の目的	5
(2) 「こども」の定義	5
(3) 「こども施策」の6つの基本理念	5
(4) こども施策に対する「こども等の意見の反映」	5
4 「こども大綱」の概要	6
(1) 制度の目的	6
(2) 「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」	6
(3) こども施策に関する6つの基本的な方針	6
5 計画策定の経過（策定体制）	7
(1) ニーズ調査の実施	7
(2) 曾於市子ども・子育て会議の開催	7
6 計画期間と進行管理	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 人口と出生率等の状況	11
(1) 人口	11
(2) 人口の推計	12
(3) 世帯	14
(4) 結婚・出産等	14
(5) 就業の状況	15
2 曾於市の保育所等の状況	16
(1) 0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移	16
(2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移	17
(3) 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移	17
3 ニーズ調査の結果と分析	18

(1) 調査の目的.....	18
(2) 実施概要.....	18
(3) 結果概要.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 めざす姿.....	27
2 基本理念.....	27
3 基本方針.....	28
1 「子どもの権利」を尊重し、子どもの人権と尊厳を守るための支援.....	29
2 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるための支援.....	29
3 子どもを持つ（予定を含む）家庭への多方面からの支援.....	29
4 子どもの夢の実現.....	29
5 若者への支援.....	29
4 施策の体系.....	30
第4章 施策の展開.....	35
1 「子どもの権利」を尊重し、「子どもの人権」と尊厳を守るための支援.....	35
(1) 子どもの権利の尊重.....	35
(2) 支援を必要とする子どもへの適切な対応.....	37
2 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるための支援.....	41
(1) 母子の健康.....	41
(2) 子育てしやすい生活環境の整備.....	44
(3) 子どもの安心・安全な居場所づくり.....	46
3 子どもを持つ（予定を含む）家族への多方面からの支援.....	49
(1) 地域における子育て支援の充実.....	49
(2) 保育・教育環境の充実.....	51
(3) 経済的支援.....	53
(4) DV防止.....	55
4 子どもの夢の実現.....	56
(1) 多様な体験や主張、活躍の実現.....	56
5 若者への支援.....	59
(1) 職業に関する希望の実現.....	59

(2) 定住・結婚・子育てへつなげるための支援.....	60
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	65
1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について.....	65
(1) 「量の見込み」の算出について.....	65
(2) 「確保方策」について.....	65
2 教育・保育の提供区域の設定.....	65
3 国が示す計画の対象事業.....	66
4 教育・保育事業.....	67
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園.....	67
5 地域子ども・子育て支援事業.....	70
(1) 時間外保育事業（延長保育）.....	70
(2) 一時預かり事業.....	70
①一般型.....	70
②幼稚園型Ⅰ.....	71
③余裕活用型.....	71
④子育て支援センターにおける一時預かり事業.....	71
(3) 病児保育事業.....	72
(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	72
(5) 放課後児童健全育成事業.....	73
(6) 子育て短期支援事業.....	74
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）.....	75
(8) 利用者支援事業（こども家庭センター型）.....	75
(9) 乳児家庭全戸訪問事業.....	76
(10) 養育支援訪問事業.....	76
(11) 妊婦健康診査.....	77
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	77
(13) 子育て世帯訪問支援事業.....	78
(14) 児童育成支援拠点事業.....	78
(15) 親子関係形成支援事業.....	78
(16) 妊婦等包括相談支援事業.....	79
(17) 乳児等通園支援事業.....	79

(18) 産後ケア事業.....	80
(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	80
(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	80
6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項.....	81
(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	81
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	81
7 基本指針に基づく任意記載事項.....	82
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	82
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携.....	82
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	82
(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進.....	83
8 計画のその他の事項.....	84
(1) 放課後児童対策への取組.....	84
(2) 子どもの貧困対策.....	87
(3) 次世代育成支援行動計画から継続する施策及び事業の一覧.....	88
第6章 計画の推進.....	95
1 計画の総合的な推進.....	95
(1) 市民や関係団体等との連携.....	95
(2) 地域の人材の確保と連携.....	95
(3) 市民参加の促進.....	95
(4) 施策の効率的・効果的推進.....	95
2 計画の進捗状況の管理・評価.....	96
(1) 計画の推進体制.....	96
(2) 進捗状況の管理.....	96
資料.....	97



第1章
計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加、子育て世代の働き方や家族形態の多様化、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、児童虐待や子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められています。こうしたことから、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

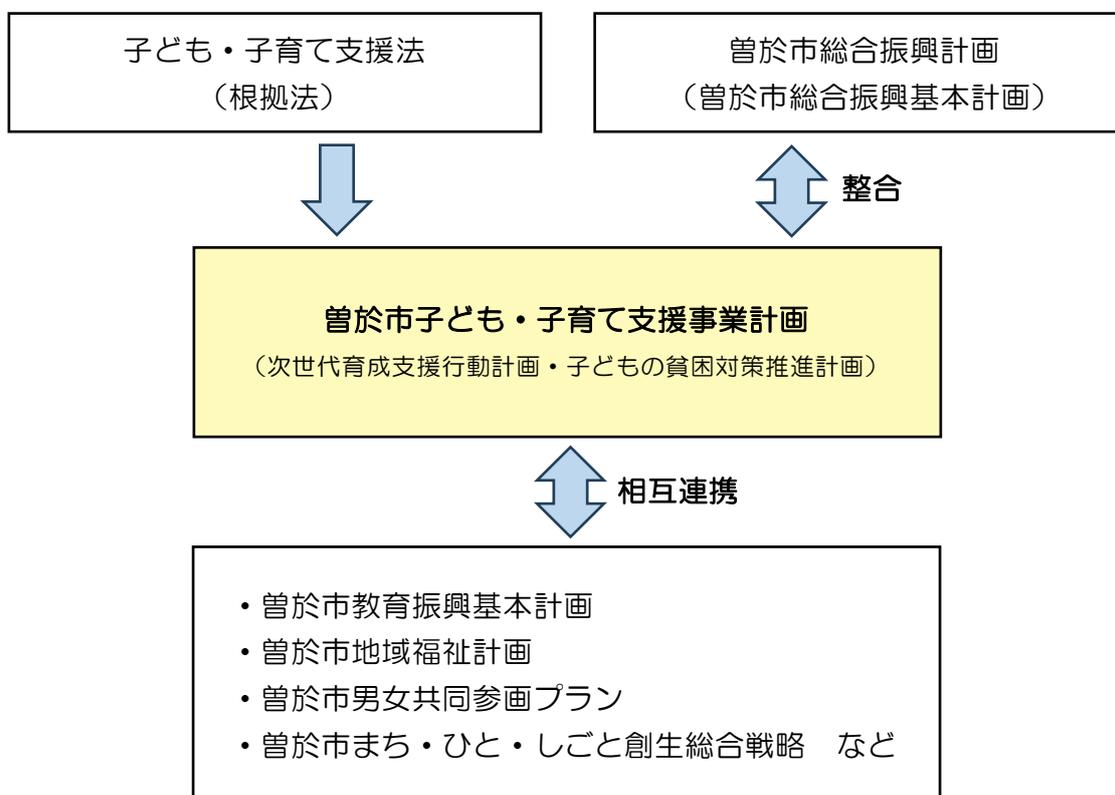
このような社会情勢の変化の中で、2023年の出生数は約72万人にとどまり、統計が始まった1899年以来、最も少ない数となっています。1949年当時の出生数である約270万人に対し、現在の出生数はピーク時の3分の1以下に減少しました。この急激な少子化・人口減少に対して対策を講じなければ、我が国の経済や社会システムの維持は困難になると予想されています。

国では、幼児教育・保育の無償化や児童虐待防止対策の強化など、すべてのこどもが、安心できる環境の中で育ち、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を受けられるよう、その体制づくりが進められてきました。また、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進するため、こども政策の司令塔として、「こども家庭庁」を設置しました。

本市においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、この度、「第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、新たに「こども基本法」や「こども大綱」の視点を交えながら、「少子化対策」「子どもと若者の育成支援」「子どもの貧困対策」を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の性格も持ち合わせるものとし、さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」についても包括的に盛り込むこととします。
 - 本計画における「子ども」は、おおむね18歳までとし、「若者」は、おおむね40歳未満とします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。
 - 本計画は、「曾於市総合振興計画」を上位計画として、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、他の関連する計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野が関わっており、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。
- また、子ども（妊娠中を含む）と子育てに関する施策や若者への就労・定住・結婚への支援には、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野が関わっており、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。
- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度から2029年度）までの5か年です。



3 「こども基本法」の概要

(1) 制度の目的

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映やこども大綱の策定などについて定めています。

(2) 「こども」の定義

こども基本法では、「こども」を「心と身体の発達過程にある人」としており、「心と身体の発達過程にある人」とは下記の通りです。

- ・「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
- ・「学童期」（小学生年代）
- ・「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）

また、施策により「ポスト青年期」（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象に含まれます。

(3) 「こども施策」の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育てることが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(4) こども施策に対する「こども等の意見の反映」

こども基本法第11条では、「こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。

そのため、こどもも社会の一員であるという認識のもと、下記のような方法を一例として、こどもからの意見の聴取及び施策への反映に取り組むことが求められています。

- ・こどもや若者を対象にしたアンケートやパブリックコメントの実施
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進
- ・こどもや若者にとって身近な方法である SNS 等を利用し直接意見を聴く仕組みや場づくり
- ・こどもたち自身の運営による情報共有と意見交換などの機会の設定 など

4 「こども大綱」の概要

(1) 制度の目的

こども大綱は、こども基本法に基づき、令和5年12月22日に閣議決定されました。「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

(2) 「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、「自立した個人としてひとしく健やかに成長」することができ、「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護」が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しています。

(3) こども施策に関する6つの基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

5 計画策定の経過（策定体制）

「第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、令和6年度に下記の内容を実施しました。

(1) ニーズ調査の実施

「第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、令和6年7月から9月にかけて、市内在住の就学前児童の保護者618件、就学児童の保護者682件を対象として「第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査」を実施しました。

(2) 曾於市子ども・子育て会議の開催

この計画に、地域の子育てに関するニーズを反映させるとともに、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、本市における子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業の従事者など、幅広い関係者で構成される「曾於市子ども・子育て会議」を令和6年度中に4回開催し、計画の策定などについて審議しました。

6 計画期間と進行管理

「第3期曾於市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、第1期計画からの引き続きの期間として、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間と設定し、進捗状況の管理・評価を行います。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「曾於市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを行うなど弾力的に対応します。

第2章

子ども・子育てを
とりまく現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

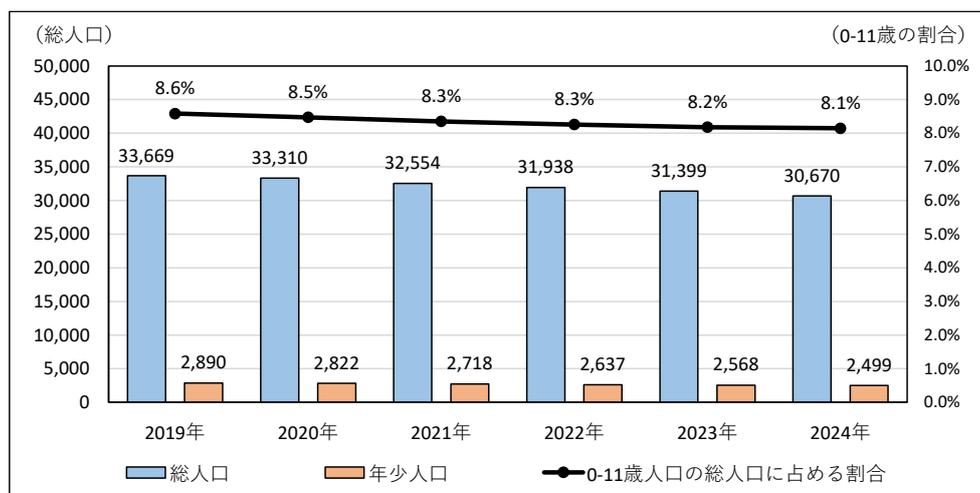
1 人口と出生率等の状況

(1) 人口

① 総人口に占める子どもの人口の推移

2019年以降、総人口及び0-11歳人口はともに減少傾向にあり、0-11歳人口は2023年度が2,568人となっています。また、総人口に占める0-11歳人口の割合も減少傾向にあり、2023年で8.2%となっています。

【図表：総人口に占める0-11歳人口の推移と割合】

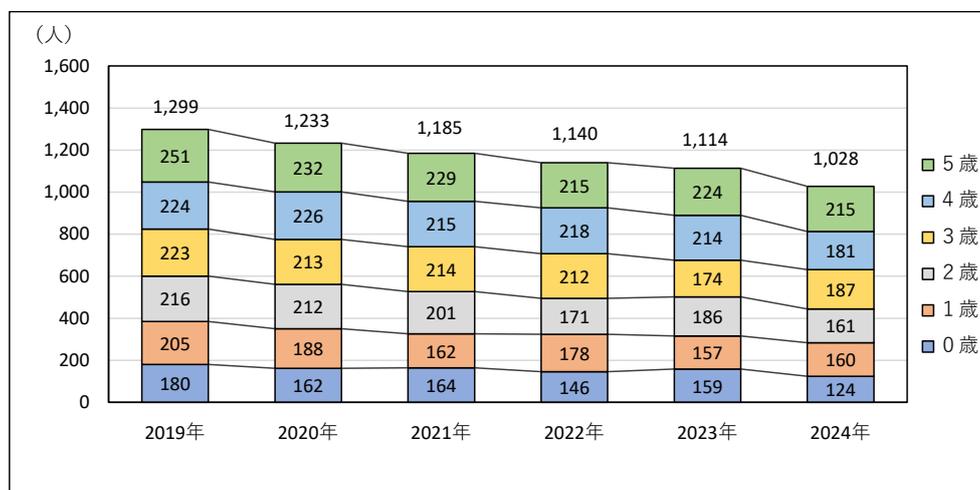


※鹿児島県の推計人口、国勢調査より（ただし、2024年の年少人口は住民基本台帳（令和6年10月1日現在）による）

② 0歳～5歳の年齢別就学前児童数の推移

2019年以降、0-5歳人口では、各年齢階級において減少傾向がみられます。

【図表：0-5歳人口の推移】

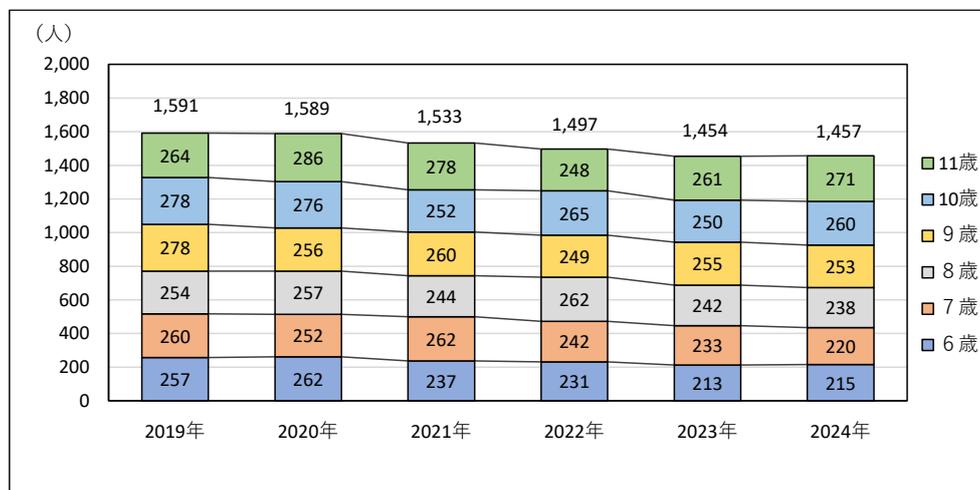


※鹿児島県の推計人口、国勢調査より（ただし、2024年は住民基本台帳（令和6年10月1日現在）による）

③ 6歳～11歳の年齢別就学児童数の推移

2019年以降、6-11歳人口では、11歳を除いて各年齢階級において減少傾向がみられます。

【図表：6-11歳人口の推移】



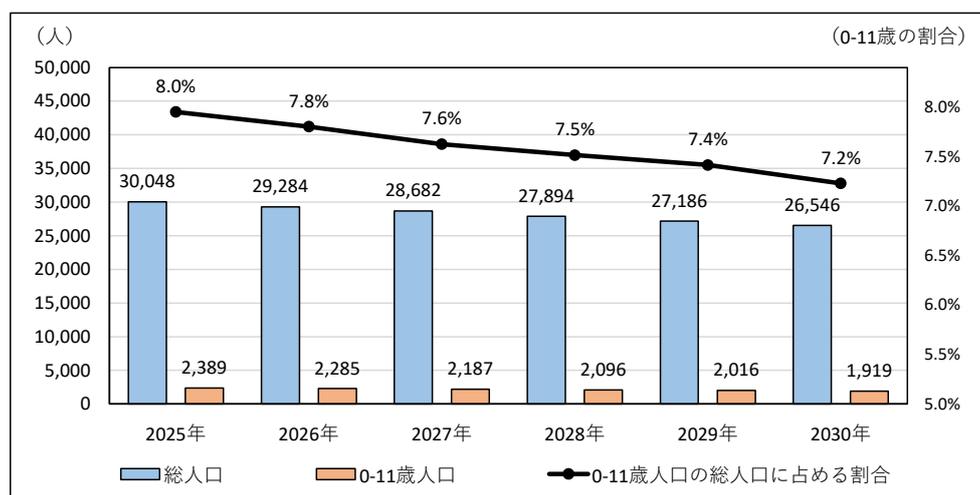
※鹿児島県の推計人口、国勢調査より（ただし、2024年は住民基本台帳（令和6年10月1日現在）による）

(2) 人口の推計

① 総人口に占める年少人口

2025年以降、総人口に占める0-11歳人口は減少を続けることが見込まれます。

【図表：総人口に占める0-11歳人口の推計】

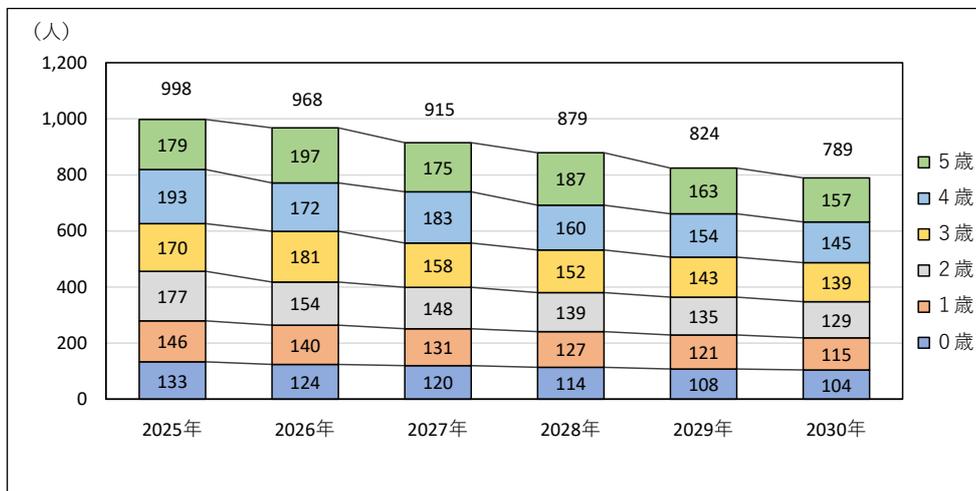


※庁内資料（令和元年～令和5年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出。

②0-5歳の年齢階級別人口の推移

0-5歳人口の推計をみると、2030年で800人を下回り、計画最終年度にあたる2029年には2025年から174人減少して824人になることが見込まれます。

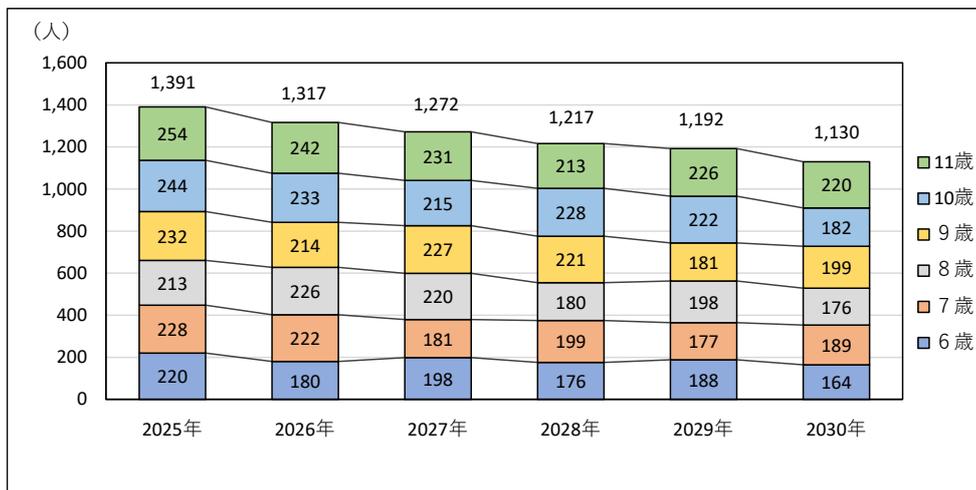
【図表：0-5歳人口の推計】



③6歳~11歳の年齢別人口の推移

6-11歳人口の推計をみると、2030年で1,130人となり、計画最終年度にあたる2029年には、2025年から199人減少して1,192人になることが見込まれます。

【図表：6-11歳人口の推計】

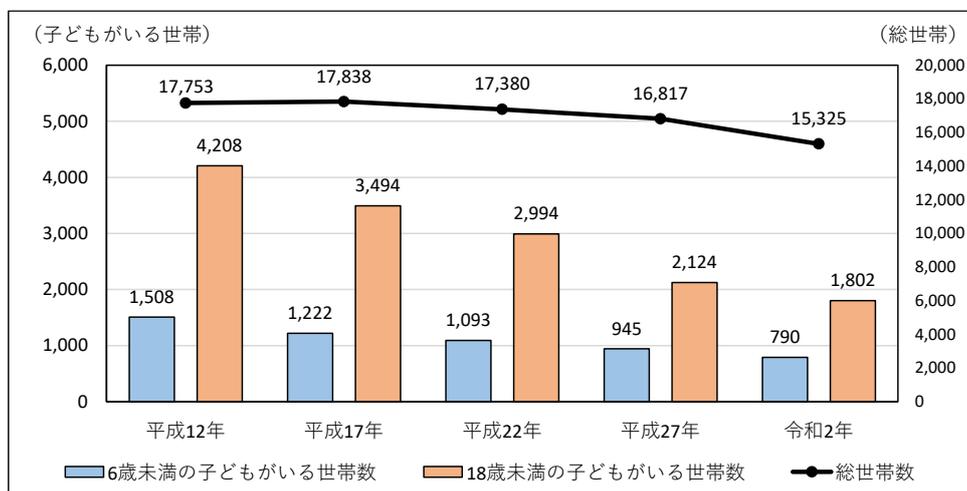


(3) 世帯

①子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。

【図表：子どものいる世帯の推移（国勢調査）】

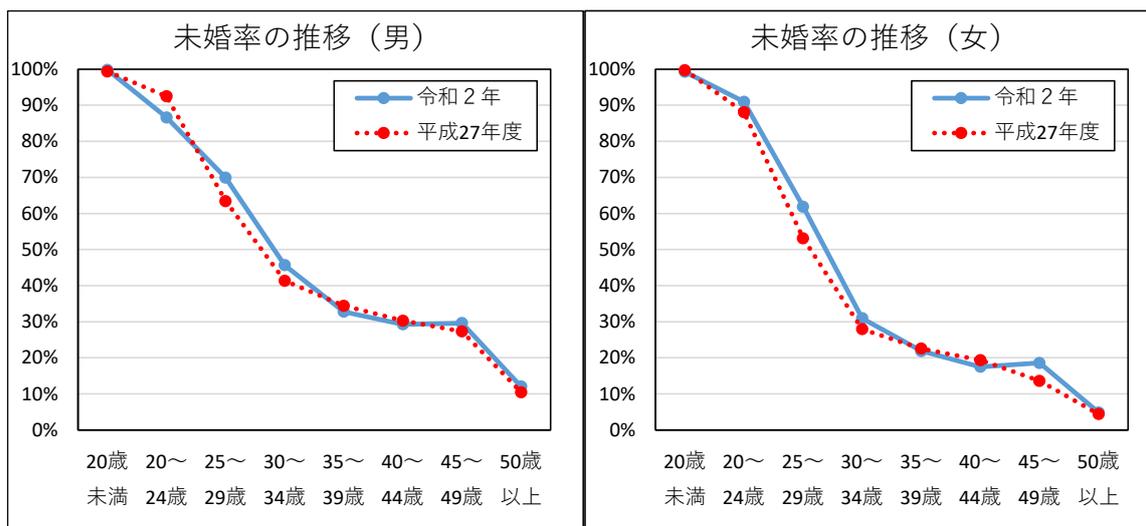


(4) 結婚・出産等

①男性の未婚率の推移

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成27年と令和2年を比較すると、男性は25～34歳と45～49歳、女性は20～34歳と45～49歳の未婚率が上昇しています。

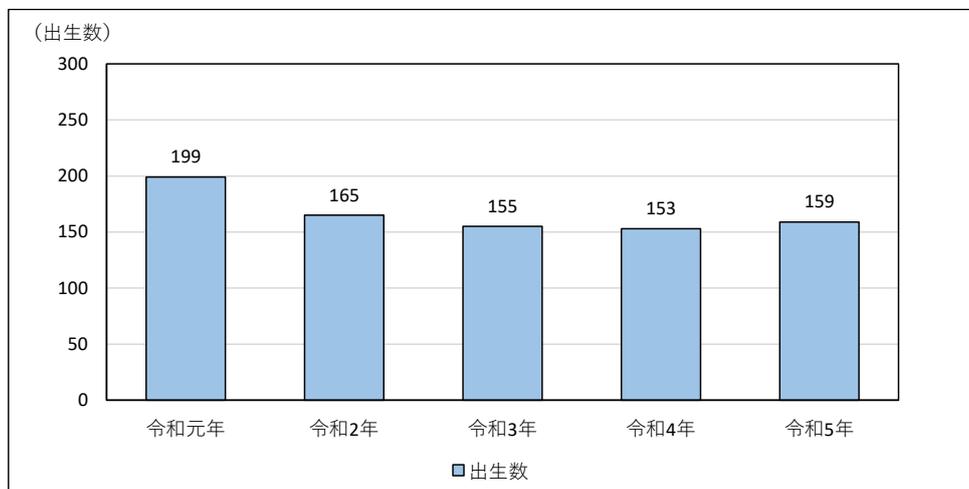
【図表：未婚率の推移（国勢調査）】



②出生数の推移

出生数は、令和元年度以降において減少傾向がみられ、令和5年度では159人となっています。

【図表：出生数の推移】



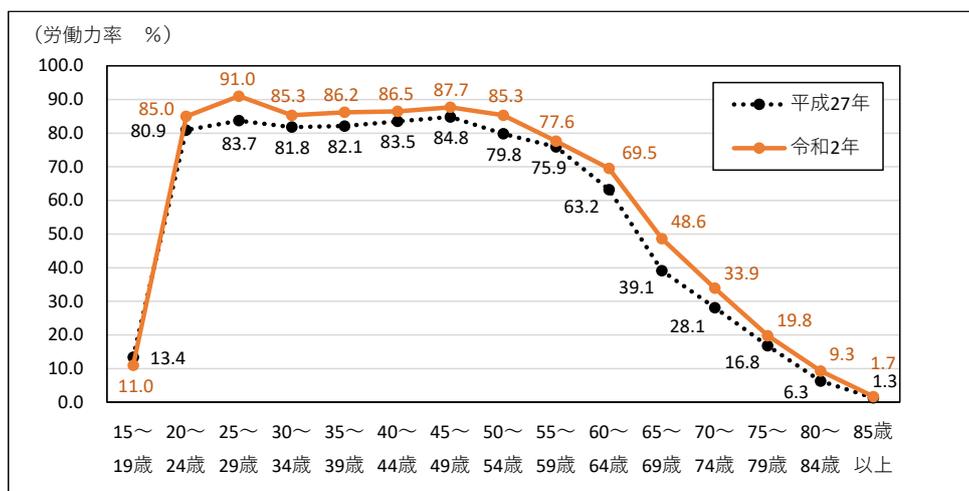
※厚生労働省HP人口動態統計より

(5) 就業の状況

①女性の労働力率の推移（国勢調査 H27・R2の比較）

令和2年の女性の労働力率は、「25～29歳」（91.0%）、「45～49歳」（87.7%）、「40～44歳」（86.5%）の順で高くなっており、「30～34歳」（85.3%）、「35～39歳」（86.2%）と、出産・子育て世代の労働力率が若干低くなっていますが、いわゆるM字カーブを描くまでに至っていません。平成27年と比較すると、令和2年の女性の労働力率は15～19歳を除き、全ての年齢帯で上昇しています。

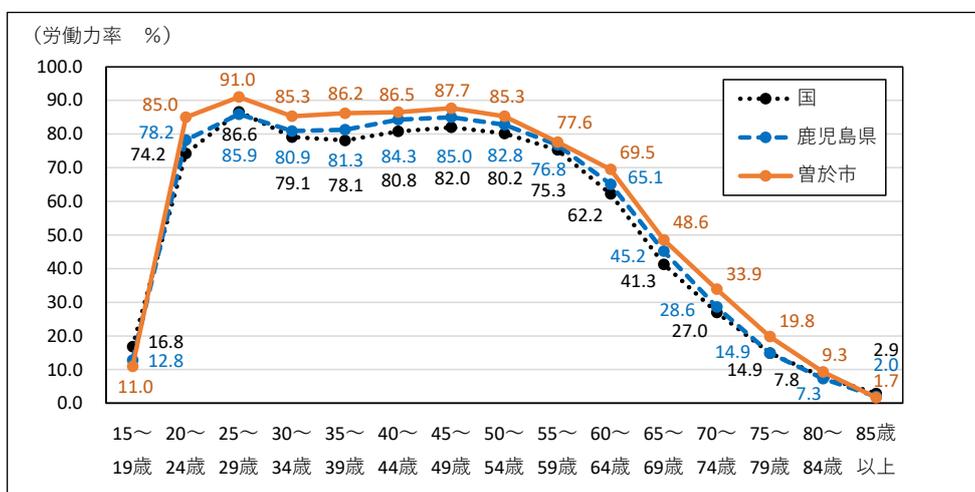
【図表：女性の労働力率の推移（国勢調査 H27・R2の比較）】



②女性の労働力率の推移（国勢調査 H27 国・県との比較）

女性の労働力率を国や県と比較すると、概ね国や県と同じ傾向となっていますが、本市の女性の労働力率は、15～19 歳や 85 歳以上を除き、国や県を上回っています。

【図表：女性の労働力率の推移（国勢調査 R2 の国・県・市比較）】

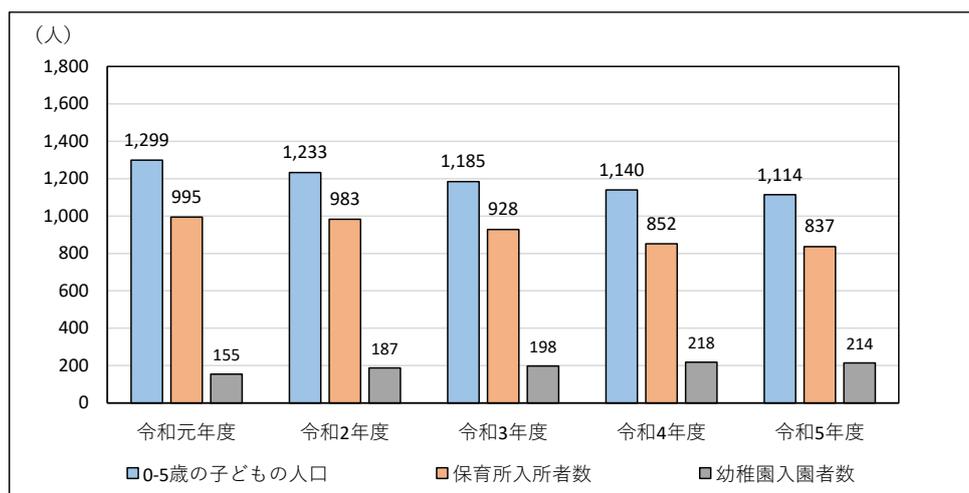


2 曾於市の保育所等の状況

(1) 0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

幼稚園入園者数は微増傾向にありますが、0-5歳の子どもの人口、および保育所への入所者数の合計は減少傾向となっています。

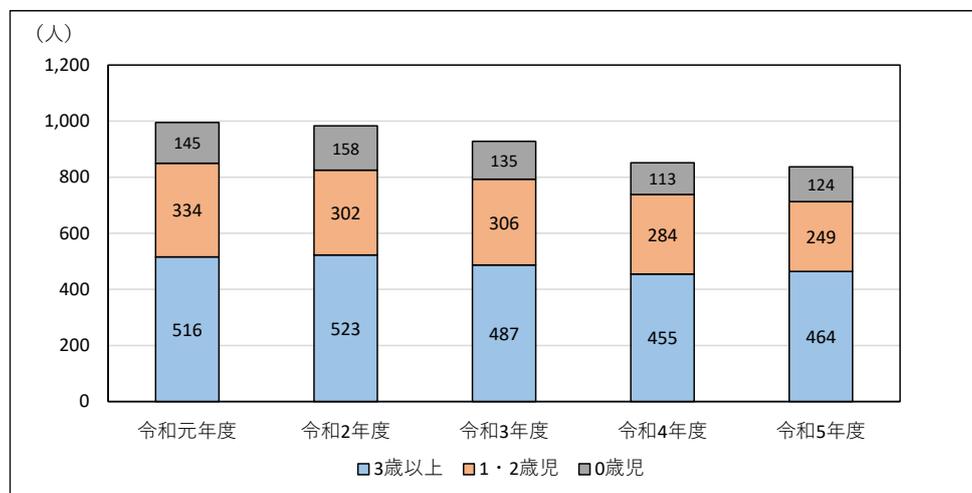
【図表：0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移】



(2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移

年齢ごとの保育所入所者数の推移については、全体として減少傾向となっています。

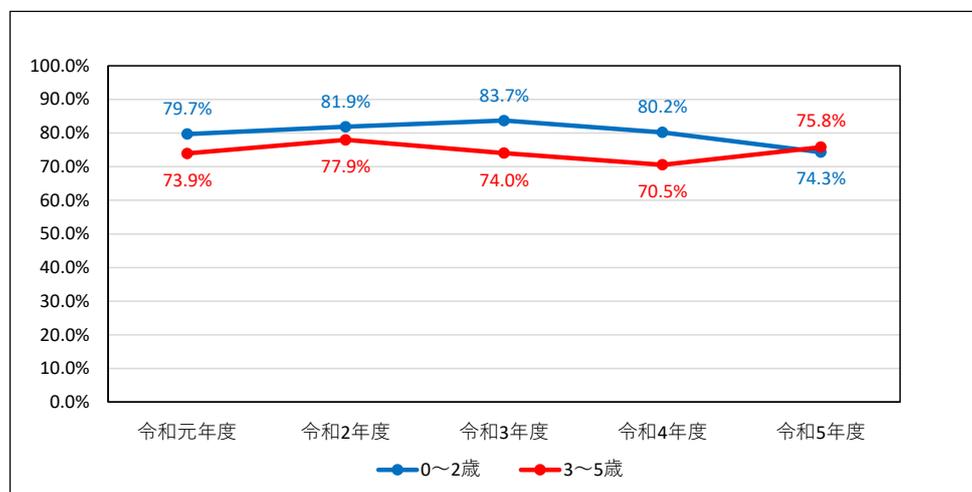
【図表：年齢ごとの保育所入所者数の推移】



(3) 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

保育所への入所率については、0-2歳は令和3年度以降減少傾向、3-5歳は横ばいで推移しています。

【図表：0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移】



3 ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法第 72 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2) 実施概要

①調査時期 : 令和6年7月～8月に実施

②調査の種類及び調査対象

調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の2種類の調査を実施した。

- 「就学前児童調査」は曾於市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者を対象として実施した。
- 「就学児童調査」は曾於市在住の就学児童(6歳以上)の保護者を対象として調査した。

③調査方法

「就学前児童調査」は、保育園・認定こども園・幼稚園を通しての配布回収及び一部郵送による配布回収、「就学児童調査」は、小学校を通しての配布回収にて調査を行った。

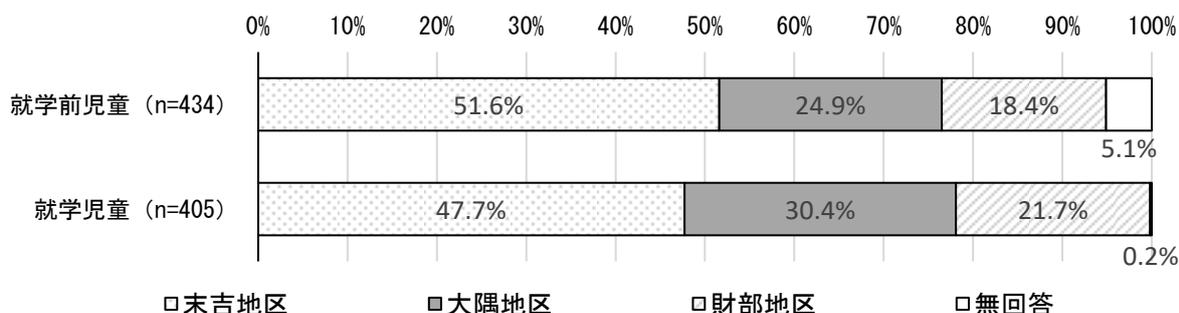
④回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	618 件	434 件	70.2%
就学児童	682 件	405 件	59.4%

(3) 結果概要

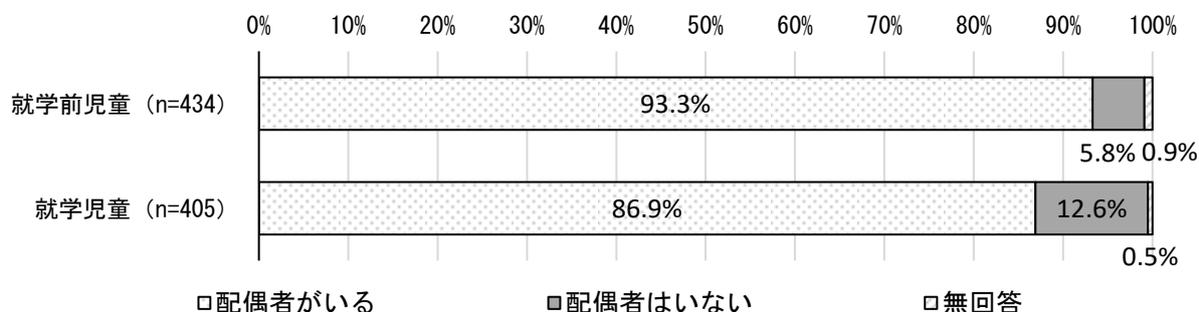
①居住地域〈単数回答〉

就学前児童では、「末吉地区」が 51.6%、「大隅地区」が 24.9%、「財部地区」が 18.4%となっています。また、就学児童では、「末吉地区」が 47.7%、「大隅地区」が 30.4%、「財部地区」が 21.7%となっています。



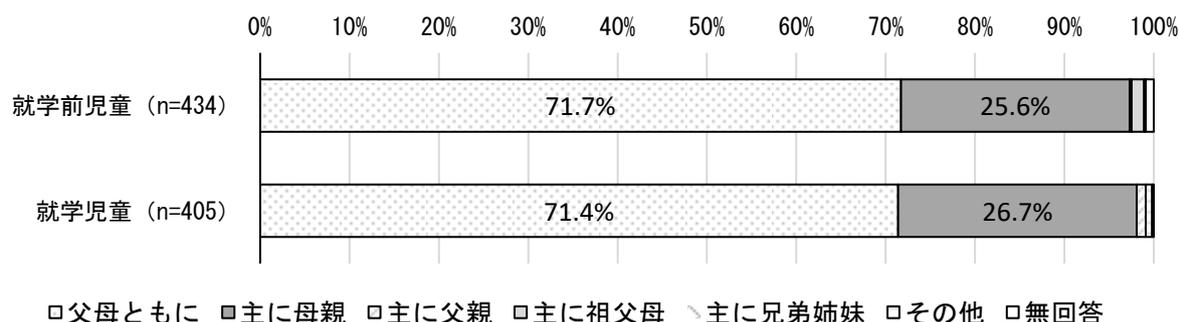
②回答者の配偶関係〈単数回答〉

就学前児童では、「配偶者がいる」が93.3%、「配偶者がいない」が5.8%となっています。また、就学児童では、「配偶者がいる」が86.9%、「配偶者がいない」が12.6%となっています。



③子育てを主に行っている方〈単数回答〉

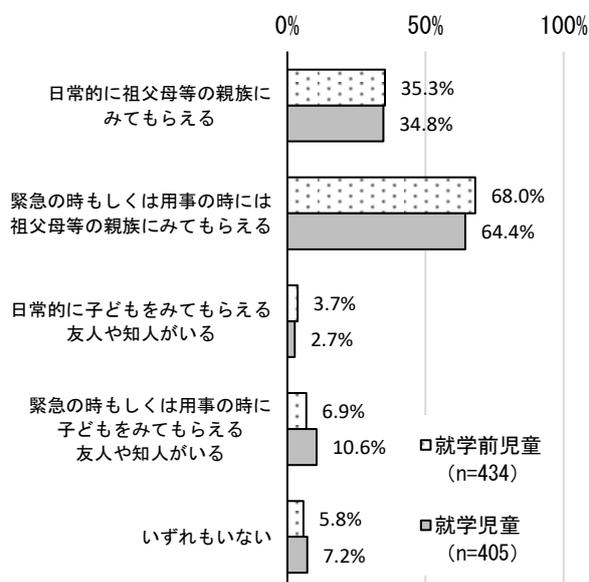
就学前児童では、「父母ともに」とする割合が71.7%で最も高く、次いで「母親」が25.6%となっています。また、就学児童では、「父母ともに」とする割合が71.4%で最も高く、次いで「母親」が26.7%となっています。



④普段子どもをみてもらえる親族・知人の状況〈複数回答〉

未就学児童では、「緊急時・用事の際に祖父母等親族にみてもらえる」とする割合が68.0%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が35.3%となっています。

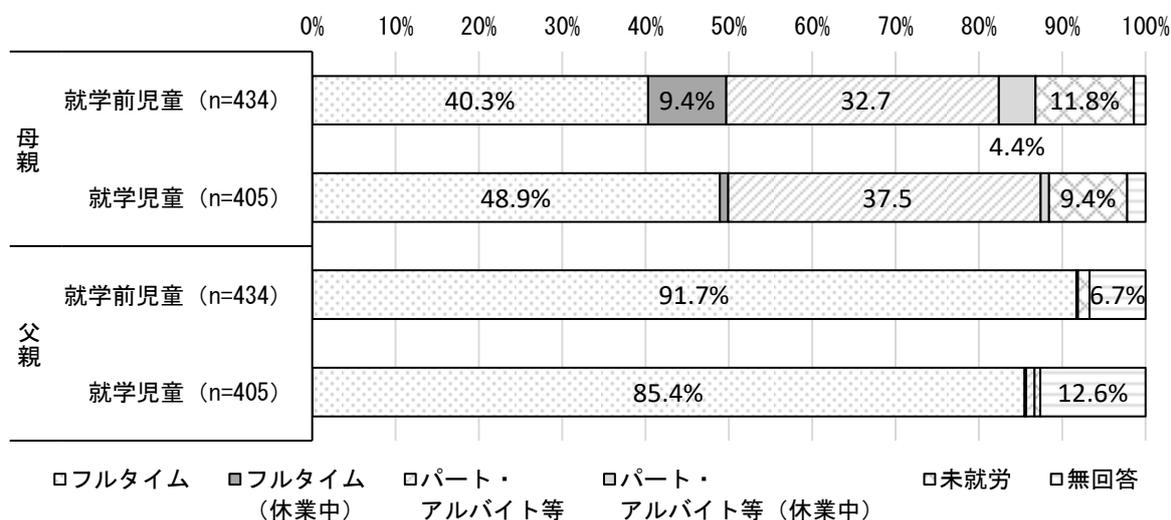
また、就学児童では、「緊急時・用事の際に祖父母等親族にみてもらえる」とする割合が64.4%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が34.8%となっています。



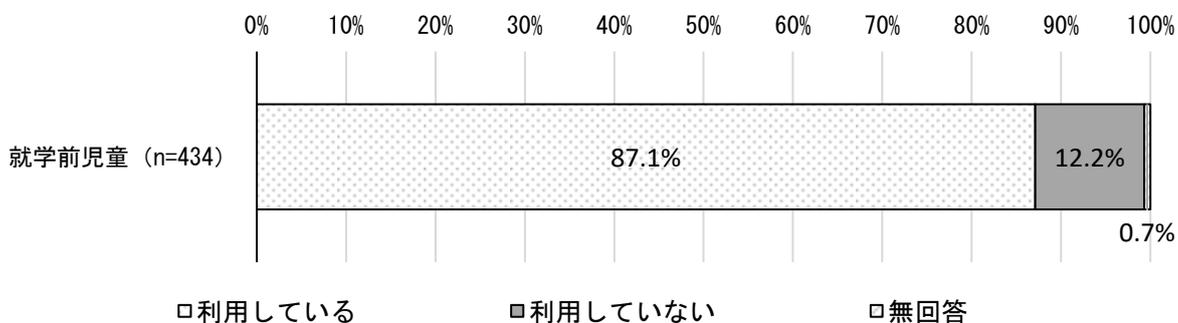
⑤保護者の就労状況〈単数回答〉

【母親】についてみると、未就学児及び就学児ともに「フルタイム」、「パート・アルバイト」とする割合が最も高く、次いで「未就労」の割合が高くなっています。

また、【父親】についてみると、未就学児及び就学児ともに「フルタイム」とする割合が約9割となっています。



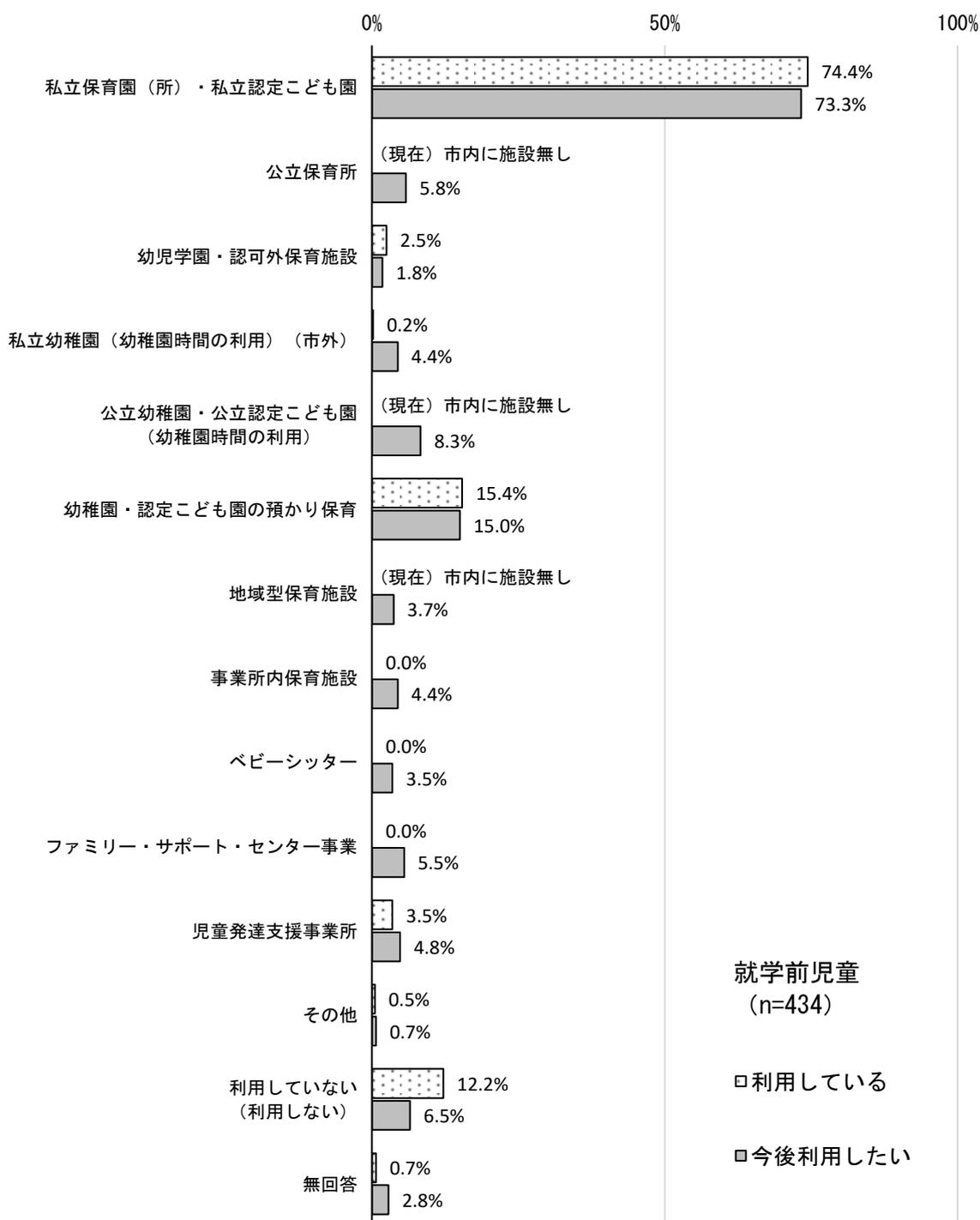
⑥現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉 ※就学前児童保護者のみ
「利用している」が87.1%、「利用していない」が12.2%となっています。



⑦平日に「定期的に」利用している（今後利用したい）教育・保育事業〈複数回答〉

現在利用している事業は、「私立保育園（所）・私立認定こども園」が74.4%で最も高く、次いで「幼稚園・認定こども園（幼稚園時間の利用）」が15.4%、「利用していない」が12.2%の順となっています。

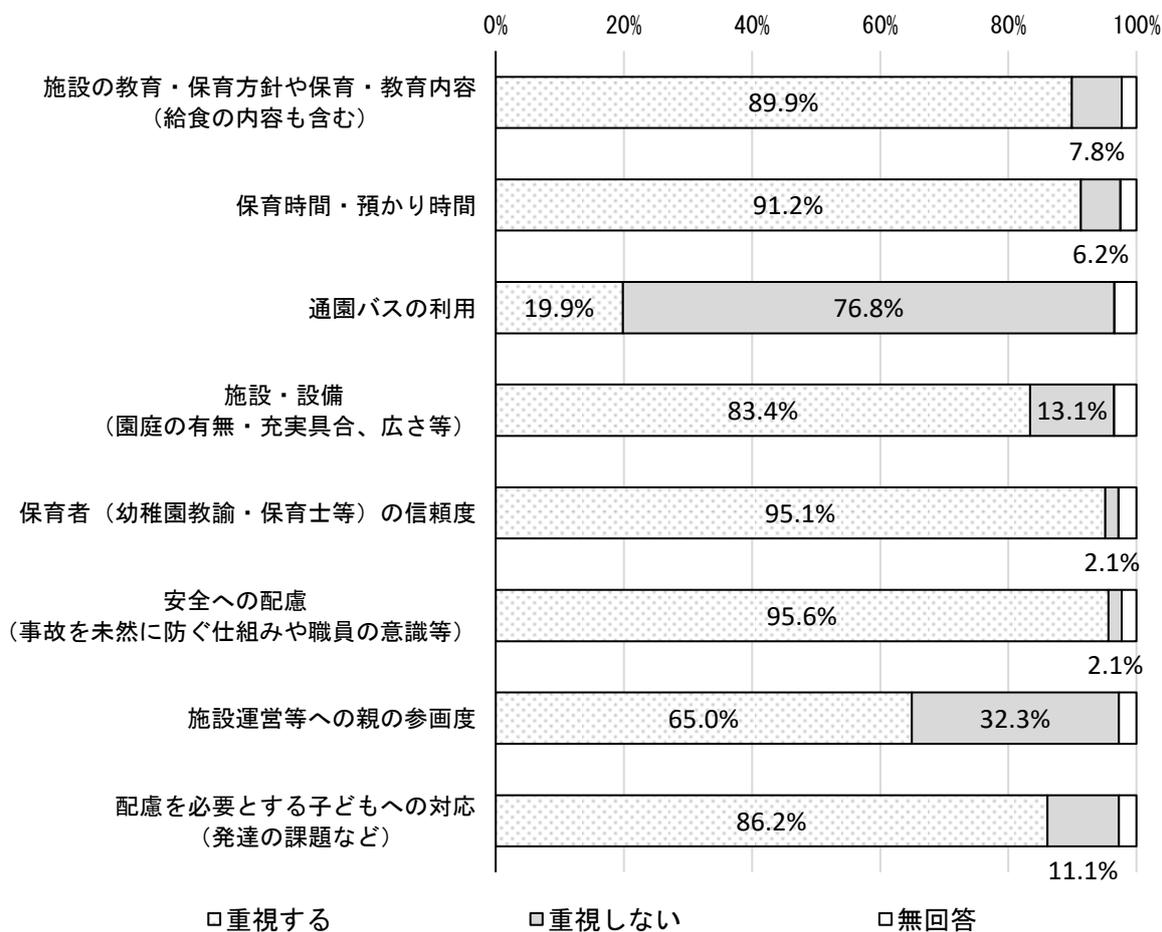
今後利用したい事業は、「私立保育園（所）・私立認定こども園」が73.3%で最も高く、次いで「幼稚園・認定こども園（幼稚園時間の利用）」が15.0%、「公立幼稚園・公立認定こども園（幼稚園時間の利用）」が8.3%の順となっています。



⑧利用している施設やサービスで重視した点（重視したい点）

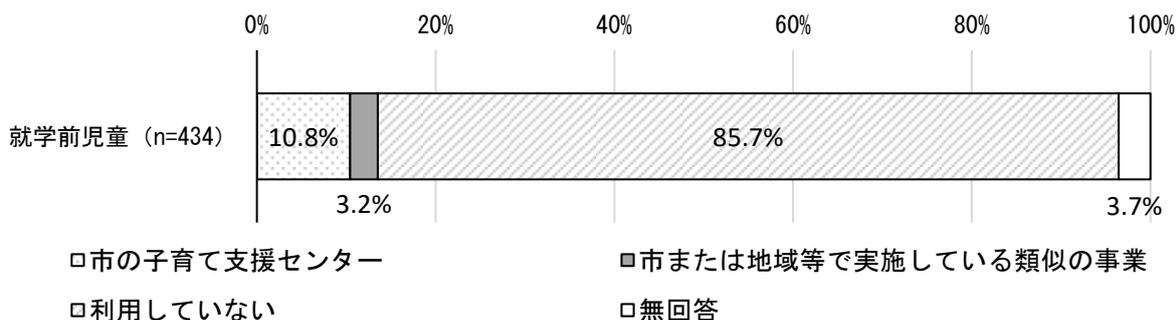
※就学前児童保護者（n=434）

利用している施設やサービスで重視した点については、「重視する」は「安全への配慮（事故を未然に防ぐ仕組みや職員の意識等）」が95.6%と最も多く、次いで「保育者（幼稚園教諭・保育士等）の信頼度」が95.1%、「保育時間・預かり時間」が91.2%となっています。



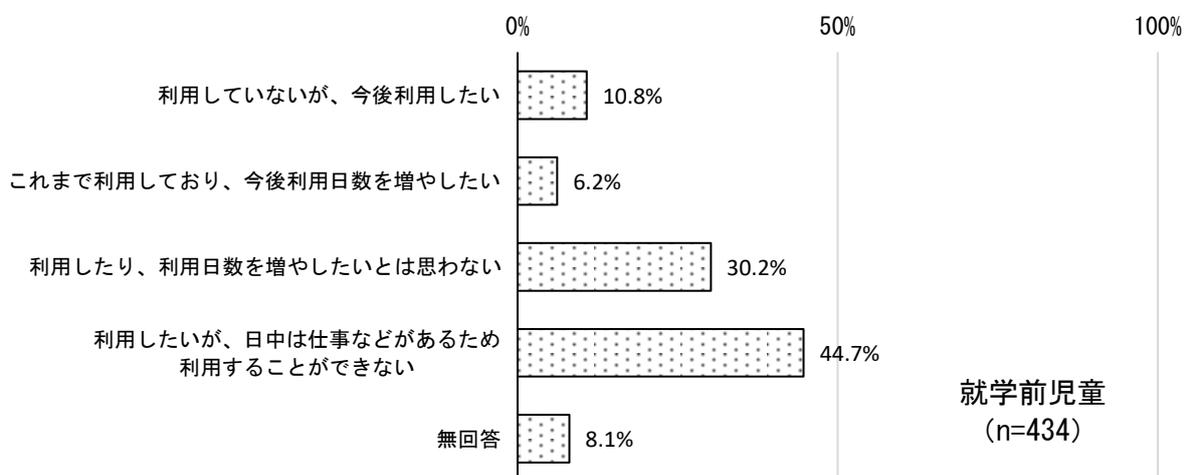
⑨地域子育て支援拠点事業の利用状況

宛名のお子さんの地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が85.7%と最も多く、次いで「市の子育て支援センター」が10.8%、「市又は地域等で実施している類似の事業」が3.2%となっています。



⑩地域子育て支援拠点事業に関する今後の利用希望<単数回答>

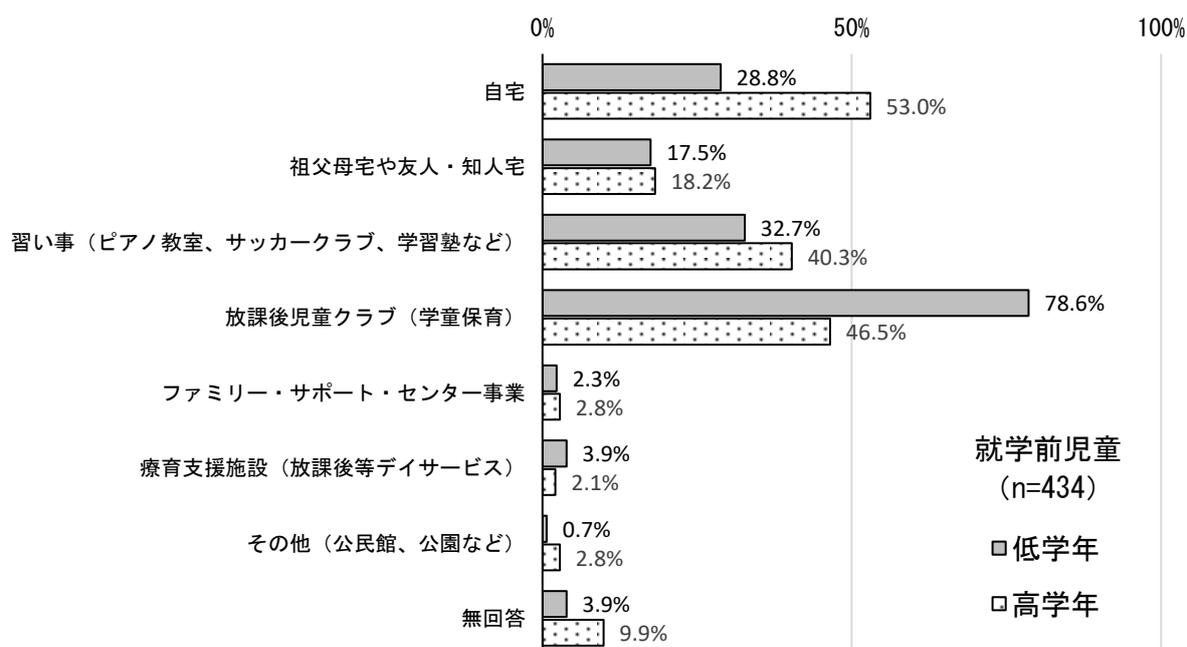
地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「利用したいが、日中は仕事などがあるため利用することができない」が44.7%と最も多く、次いで「利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が30.2%、「利用していないが、今後利用したい」が10.8%となっています。



⑪小学校就学後の放課後の過ごし方<複数回答>

小学校低学年（1～3年生）のうち放課後を過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ」が78.6%と最も多く、次いで「習い事」が32.7%、「自宅」が28.8%となっています。

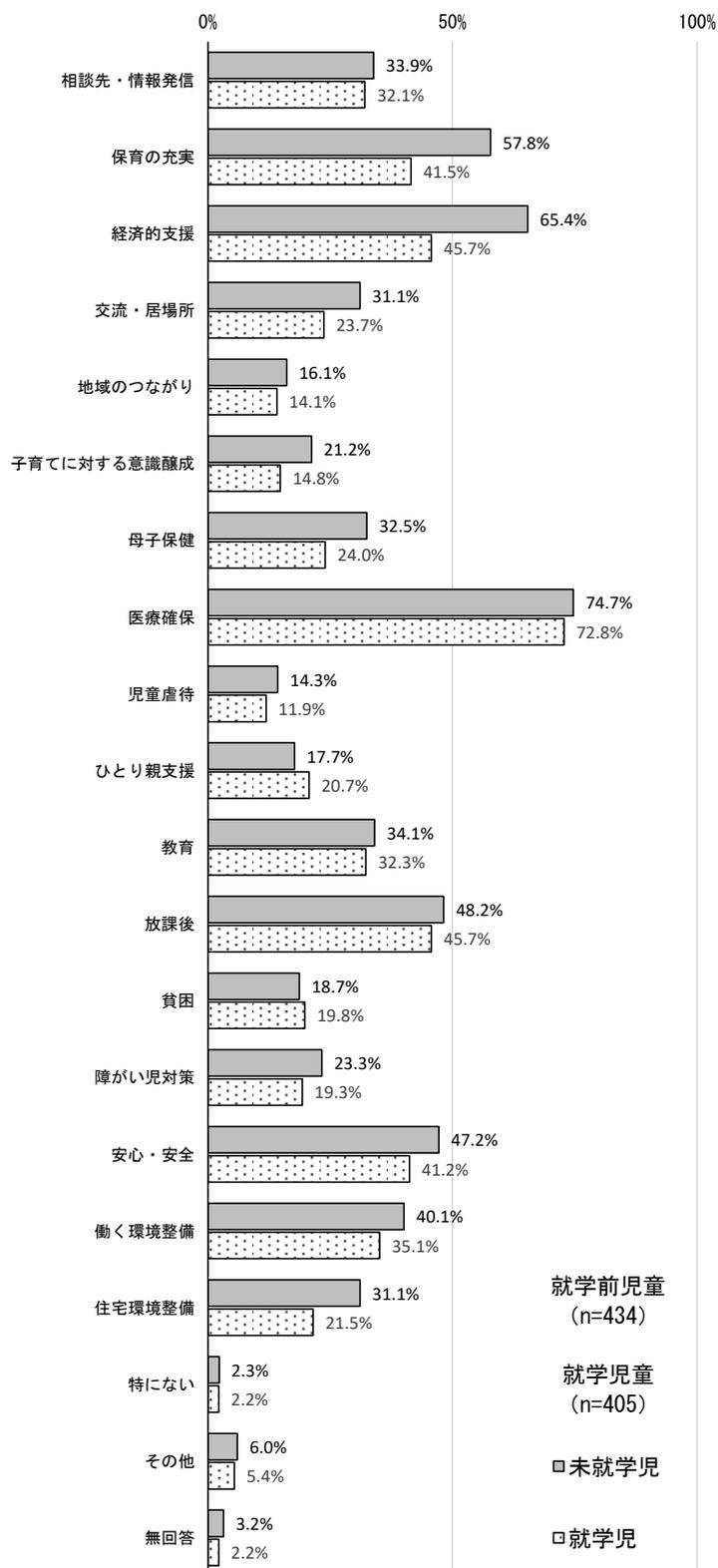
小学校高学年（4～6年生）のうち放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が53.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が46.5%、「習い事」が40.3%となっています。



⑫充実してほしい子育て支援サービス<複数回答>

就学前児童のうち充実してほしい子育て支援サービスについては、「医療確保」が74.7%と最も多く、次いで「経済的支援」が65.4%、「保育の充実」が57.8%となっています。

就学児童のうち充実してほしい子育て支援サービスについては、「医療確保」が72.8%と最も多く、次いで「経済的支援」と「放課後」が45.7%となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

少子化の急速な進行や不透明な経済情勢などを背景に、子どもと子育て家庭をとりまく環境は厳しくなっています。

また、地域連帯の希薄化や働き方・価値観の多様化が進み、地域や雇用環境など、子どもと子育てをとりまく環境が変化し、子育て中の親の孤立感や不安感の増大、家族や地域における子育て力・教育力の低下などが指摘されています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが肝要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

自然と文化を活かし、心豊かで健やかな
子どもの成長を地域で支えるまちづくり

子どもは未来の希望であり、社会の宝ものです。

心身ともに健全で、心豊かな人間性をもった子どもとして育つためには、子どもだけでなく、親や家族も共に育っていけるような環境の整備が必要です。

また、輝かしい次代を担う子どもを育てるためには、地域の果たす役割も大きく、地域全体で子どもの育ちや子育てを支援・応援するまちづくりへの取り組みが重要です。

このことから、今回策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」においても、これまでの基本方針を継承し、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を、地域の中で共に支え合いながら育っていけるまちづくりを目指します。

3 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために以下の5つの視点に基づいた12項目の基本方針を定めました。

【視点1】

こども基本法の理念及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に則り、市民や地域社会が、子どもの権利を尊重し、子どもの人権と尊厳を守ること

【視点2】

母親が、妊娠、出産に対し喜びや安心を感じられること
生まれてくる全ての子どもが、安心、安全に成長できること

【視点3】

子どもを持つ家庭やこれから子どもを持つ予定の家庭が安定し、その中で子どもが健やかに成長すること

【視点4】

子どもが、本市の豊かな自然と文化の中で様々な体験をしながら心豊かに成長すること
子どもが、将来の夢を持つことや、将来の夢の実現に向かうことができること

【視点5】

若者が、成長の過程で抱いた夢や希望が叶えられること
若者が活躍するまちとなること

【基本方針：5つの視点と12項目】

1 「子どもの権利」を尊重し、子どもの人権と尊厳を守るための支援

- (1)子どもの権利の尊重
- (2)支援を必要とする子どもへの適切な対応

2 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるための支援

- (1)母子の健康
- (2)子育てしやすい生活環境の整備
- (3)子どもの安心・安全な居場所づくり

3 子どもを持つ（予定を含む）家庭への多方面からの支援

- (1)地域における子育て支援の充実
- (2)保育・教育環境の充実
- (3)経済的支援
- (4)DV防止

4 子どもの夢の実現

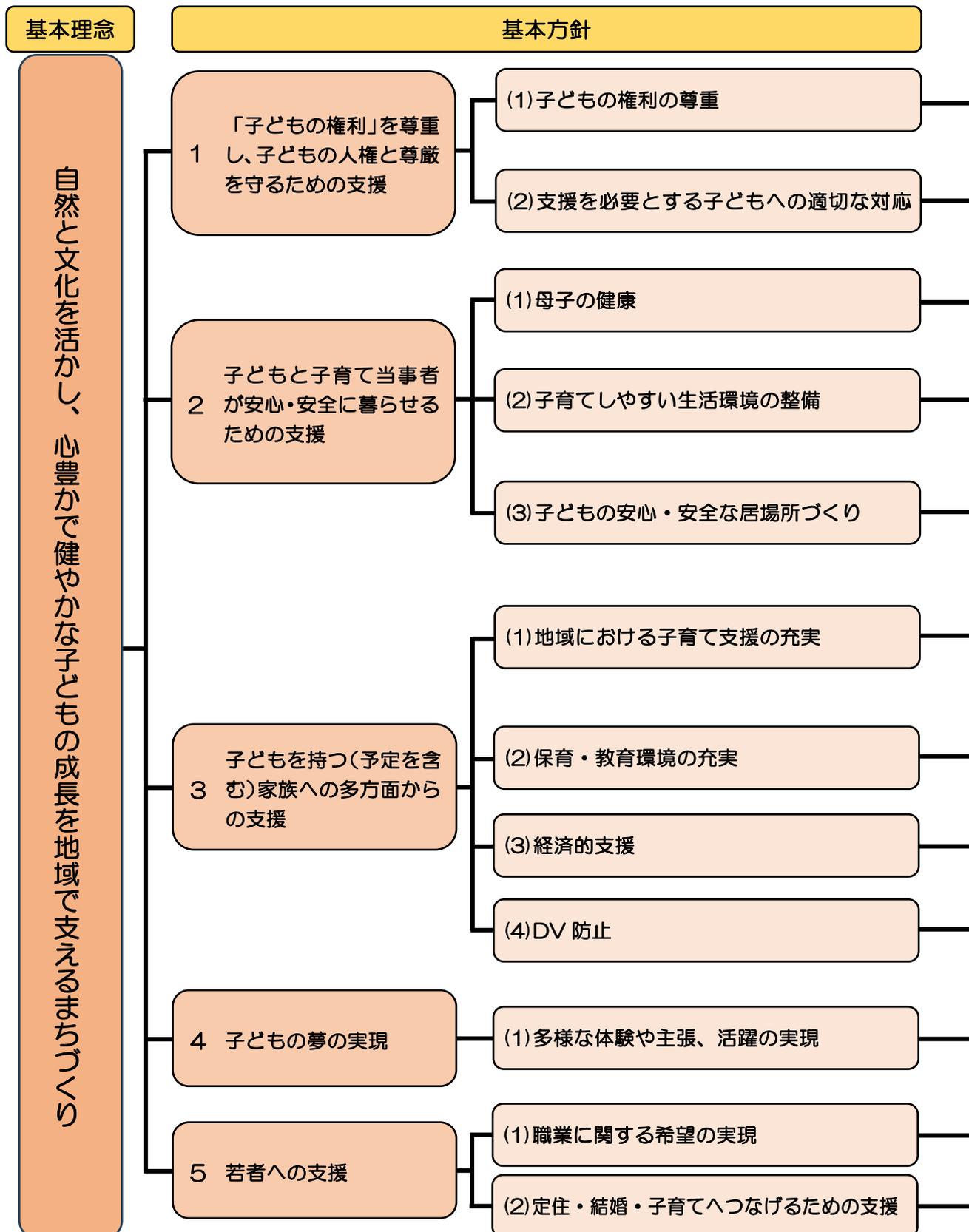
- (1)多様な体験や主張、活躍の実現

5 若者への支援

- (1)職業に関する希望の実現
- (2)定住・結婚・子育てへつなげるための支援

4 施策の体系

本計画の基本理念である「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり」の実現のため、基本方針ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組みを進めます。



施策の方向性

- ①「子どもの人権」と「子どもの権利」の理解促進
- ②子どもの権利を守る取り組み

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②いじめ、引きこもりや不登校への対策
- ③障害児支援体制の整備
- ④子どもの貧困対策

- ①妊娠前からの切れ目なく継続支援できる体制の充実
- ②食育の推進

- ①子どもを取り巻く有害環境対策
- ②適正な養育環境の確保
- ③安心して外出できる環境の整備（道路・公園）
- ④子どもの視点に配慮した遊び場の整備

- ①総合的な放課後児童対策
- ②遊びや体験、活躍の実現
- ③多様な居場所の確保

- ①子育ての情報提供
- ②子育て相談の充実
- ③親同士が交流できる機会の提供
- ④仕事と子育ての両立への支援
- ⑤子育てに関する地域活動の育成と支援

- ①保育・教育環境の向上
- ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- ③保育・教育にかかわる人材確保

- ①保育・教育に係る経済的負担の軽減
- ②子育て家庭への経済的支援

- ①DV防止の啓発
- ②相談窓口の充実
- ③支援体制の充実

- ①自然と文化・芸術とのふれあい
- ②確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進
- ③遊びやスポーツ、体験活動
- ④主張や活躍の実現

- ①若者の自立支援
- ②多様な働き方への理解促進

- ①地元にあるあらゆる職業への就労支援
- ②定住・結婚・子育て支援



第4章
施策の展開

第4章 施策の展開

1 「子どもの権利」を尊重し、子どもの人権と尊厳を守るための支援

(1) 子どもの権利の尊重

すべての子どもは大切に育てられ、基本的な人権が守られ、いかなる状況によっても差別されない権利を持っています。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

すべての子ども・若者が希望をもって、健やかに育つことができるよう、子どもの権利について、子ども・若者自身や周りのおとなに対する周知・啓発等を推進します。

また、子ども・若者が社会に関心を持ち、積極的に意見や気持ちを表明できる機会の確保に努め、子どもを権利の主体として、社会の「まんなか」に置き、子どもの最善の利益を図る取り組みを目指します。

① 「子どもの人権」と「子どもの権利」の理解促進

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの人権に関する普及と啓発	子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権を中心とした人権感覚の向上のために、人権教育の普及啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。	市民環境課 学校教育課 こども未来課
2	人権の花運動の実施	市内小学校（毎年指定）に花の種子や球根などを配布し、子どもたちが協力して育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的に、人権の花運動を実施します。	市民環境課
3	「じんけんってなあーに」運動の実施	人権に対する理解を深めるための第一歩として、小学校就学前の幼児等に対し、人権イメージキャラクターとのふれあいと「塗り絵」を実施します。	市民環境課
4	子どもの権利に関する普及と啓発	子どもの権利の4つの原則について普及啓発を行い、子どもの成長や子どもを取り巻く環境を見直すことへの理解促進を図ります。	こども未来課 学校教育課

②子どもの権利を守る取り組み

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育・教育の場の充実	子どもの成長を支える場となる保育や教育の場を充実させ、子どもの健やかな成長を図ります。	こども未来課
2	子どもへの医療支援	子どもの疾病に対し、必要な治療が受けられるよう医療費の助成を行い、子どもの健康の保持増進を図ります。	こども未来課
3	DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図ります。	学校教育課
4	性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。	こども未来課 学校教育課
5	子ども・若者が意見を表明する機会の確保	子ども・若者が社会に関心を持ち、参画して、意見や気持ちを表明できる機会の確保に努めます。	こども未来課 学校教育課

こどもの権利の周知・啓発について（広報物等）

こども基本法		こども若者★いけんぶらす
パンフレット	動画	ポスター・チラシ・動画
 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	 <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	 <p>やさしい版、通常版、中級生向け</p> <p>https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/</p> 
 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/aNAKQ5TDLpw</p> 

広報物を通じた周知・啓発

パンフレット等の配布やホームページへの掲載により、こどもの権利について周知・啓発を行っている。

- ・こども基本法パンフレットは、自治体や民間団体等が実施するシンポジウム、幼稚園・小学校・中学校等で配布
- ・いけんぶらすのポスターは全国の駅、都道府県・政令市、国立博物館・美術館等へも配布

(2) 支援を必要とする子どもへの適切な対応

全国的に児童虐待相談件数は増加の傾向にあり、本市においても同じ傾向が見られます。

子育てが困難な状況は、保護者の疾病や就労、子どもの障害等、さまざまな要因があげられますが、子どもの健やかな育ちを守るためには、支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげることが重要です。

ニーズ調査による親自身の困りごとや悩みでは「ゆっくりする時間がとれない」が最も多く、「しつけに自信がない」「睡眠不足である」「子育てのストレスで、子育てに影響が出ていると思う」等が続いています。

気軽に子育てについて相談できる場として、また、子育てに不安や負担を感じる家庭の相談窓口として、「こども家庭センター」を設置し、相談体制の強化を図ります。

不登校対策として、学校・家庭・地域社会及び関係機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラー等による相談体制を強化し、児童生徒の個々の事情に応じた支援に努めます。

医療的なケアを必要とする子どもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもと保護者のニーズに応じた支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携体制の確保に努めます。

○ 市内の小・中学生に聞きました

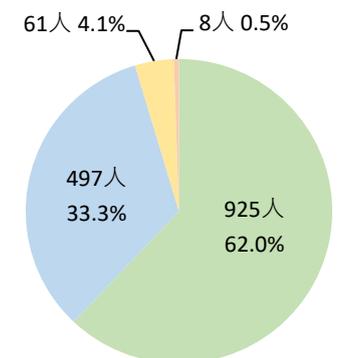
対象：小学生・中学生全学年

回答：1,491件

調査方法：webアンケート

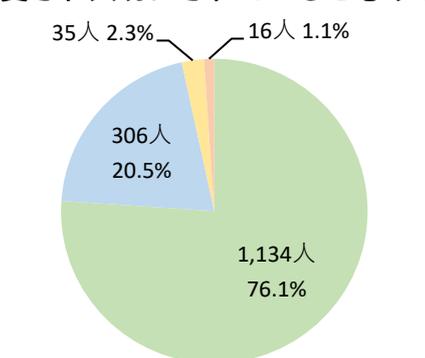
調査時期：令和6年12月

今、幸せか



- とても幸せ
- どちらかといえば幸せ
- どちらかといえば不幸
- とても不幸

親に愛され大切にされていると思うか



- 思う
- どちらかといえば思う
- どちらかといえば思わない
- 思わない

①児童虐待防止対策の充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	こども家庭センターによる支援体制の強化	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援体制を強化します。	こども未来課
2	児童虐待防止のためのネットワークの強化	要支援児童等の早期発見や適切な支援が実施されるよう、関係機関との情報共有・役割分担等の調整を行う「曾於市要保護児童対策地域協議会」の体制強化を図ります。	こども未来課
3	ヤングケアラーの実態把握の促進及び支援体制の強化	支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握するために実態調査を実施し、支援につなぐ仕組みを構築します。	こども未来課 学校教育課
4	早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」による情報提供等と呼びかける啓発を行います。	こども未来課
5	関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。	こども未来課
6	子育て短期支援事業の充実	保護者の疾病その他の理由で子どもを養育することが困難になった場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	こども未来課
7	子育て世帯訪問支援事業の充実	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みごとの傾聴や家事・子育て支援等を実施し、養育環境を整えることで、虐待リスク等の高まりを防ぎます。	こども未来課

②いじめ、引きこもりや不登校への対策

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	いじめや不登校、問題行動等への支援	いじめや不登校、非行防止のために、学校・家庭・地域社会及び関係機関との連携を一段と進めます。特に、警察や児童相談所との連携に努めます。	学校教育課
2	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の活用	スクールカウンセラーや教育支援センター指導員による教育相談活動の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーと協力し、環境面からの支援を通して、福祉との連携にも努めます。	学校教育課

③障害児支援体制の整備

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供します。	福祉介護課 こども未来課
2	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童に対し、指定施設等において、児童発達支援と同様の支援と、治療等も併せて行います。	福祉介護課
3	早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、関係機関との連携によるネットワークづくりを進めます。	福祉介護課
4	療育等援助事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育等援助事業を充実します。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行います。	福祉介護課
5	医療的ケア児に対する支援	日常生活を送る上で、医療的なケアを必要とする子どもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもと保護者のニーズに応じた支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携体制の確保に努めます。	福祉介護課 こども未来課
6	相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実を図り、さらには民生児童委員、知的障害者相談員等の関係機関との連携に努めます。	福祉介護課 こども未来課 学校教育課
7	保育所等巡回専門員整備事業の実施	保育所等に巡回支援を実施し、障害が「気になる」段階からの早期の発達支援の充実・推進を図ります。	こども未来課
8	障害児保育事業	障害のある児童が保育所等に入所できる環境等を整備するため、障害児保育事業を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課
9	特別支援教育支援員の配置	特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を市内小・中学校に配置し、通常の学級での支援を行います。	学校教育課
10	交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域などで子ども同士が交流できる機会の充実に努めます。	こども未来課 学校教育課
11	幼保こ小連絡会	学校毎に開催される個別相談会など、一人ひとりの児童に応じた支援を推進するための連携を図ります。	学校教育課

④子どもの貧困対策

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの貧困対策の推進	第一に子どもに視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指します。また、虐待の恐れがある場合は、関係機関と連携した対応をとり、適切な支援に繋がります。	福祉介護課 こども未来課
2	生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子供を対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を行い、子どもの社会的自立の促進と貧困の連鎖の防止を図ります。また、虐待の恐れがある場合は、関係機関と連携した対応をとり、適切な支援に繋がります。	福祉介護課 こども未来課
3	生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護受給世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	福祉介護課
4	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒及び就学予定者に対し、就学援助費を支給します。	教育総務課
5	学校給食の無償提供	学校給食の給食費を無償化し、すべての児童生徒に学校給食を提供します。	教育総務課

○ 市内の小・中学生に聞きました

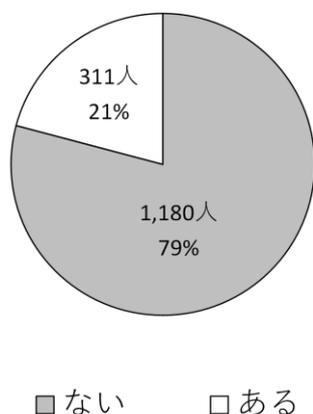
対象：小学生・中学生全学年

回答：1,491件

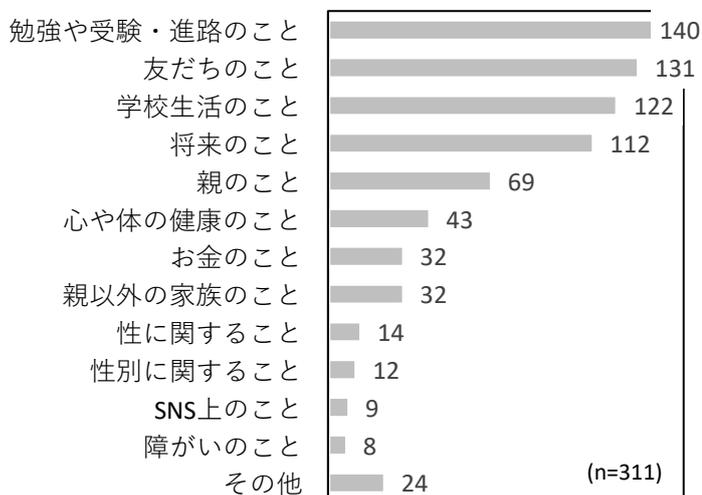
調査方法：webアンケート

調査時期：令和6年12月

悩みや困りごとの有無



悩みや困りごとの内容



2 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるための支援

(1) 母子の健康

母親が安心して妊娠期を過ごし、安全に出産を迎えるために、妊娠・出産に関する思春期からの正しい知識の普及啓発、予期せぬ妊娠の予防、リスクの高い妊婦に対する妊娠早期からの支援や相談体制の確保が求められています。

このようなことから、母子保健・児童福祉機能が一体となった「こども家庭センター」を設置し、個々の状況に応じた切れ目のない支援体制の強化を図ります。

次世代の親となる若い世代が「いのち」の大切さと、子育てのすばらしさを理解し、結婚や子育てに夢を持つことができるよう、意識の啓発に努めます。

①妊娠前からの切れ目なく継続支援できる体制の充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	こども家庭センターによる支援体制の強化	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援体制を強化します。	こども未来課
2	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を身近で行い、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援を行います。「妊婦のための支援給付」と組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。	こども未来課
3	妊婦のための支援給付の着実な実施	妊婦に対して、妊婦であることの認定後に5万円及び妊娠している子どもの人数に5万円を乗じた額を支給します。	こども未来課
4	妊婦・乳児・産婦健康診査の助成	妊婦健康診査（14回分）、新生児聴覚検査・産婦健康診査（2回分）及び乳児（1か月児・3～5か月児・9～11か月児）健康診査の費用を助成し、健康管理や乳児の発育状況確認・育児相談等を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を強化します。	こども未来課
5	産後ケア事業の体制強化	産後1年以内の母子に対して、助産所、産科病院等で心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようきめ細かい支援体制を確保します。宿泊型、日帰り型、訪問型サービスを行い、育児不安の軽減や母親の身体的回復を促す支援を行います。	こども未来課

NO.	事業名	事業概要	担当課
6	乳幼児健診等の推進	出産後から就学前までの切れ目ない健康診査（歯科検診を含む）を実施し、身体の異常及び発達障害などの心身の異常の早期発見、養育環境等の問題を把握し、必要な支援につなげます。	こども未来課
7	予防接種の推進	市内に小児科がゼロという環境で、予防接種を受けられる体制の構築を継続して進めます。また、SNS等を利用し、予防接種事業を啓発し接種率向上に努めます。	こども未来課
8	不妊治療費の助成	不妊治療を受ける夫婦に対して、不妊治療費助成事業を実施し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進し、経済的な負担の軽減を図ります。	こども未来課
9	救急医療体制の充実	医師会、大隅曾於地区消防組合との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図ります。	保健課
10	夜間診療の充実	医師会との協議・調整等に努め、夜間急病センターを引き続き運営します。	保健課
11	休日診療の運営	医師会との協力体制のもと、休日の在宅当番制を引き続き実施します。	保健課
12	性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。	学校教育課 こども未来課
13	女性の喫煙・飲酒対策	女性の喫煙率は横ばいで飲酒率は増加しています。妊娠を望む女性への喫煙や飲酒の害についての啓発を行うとともに、女性への健診等の個別相談時に実態を把握し、啓発及び個別指導を実施します。	こども未来課 保健課

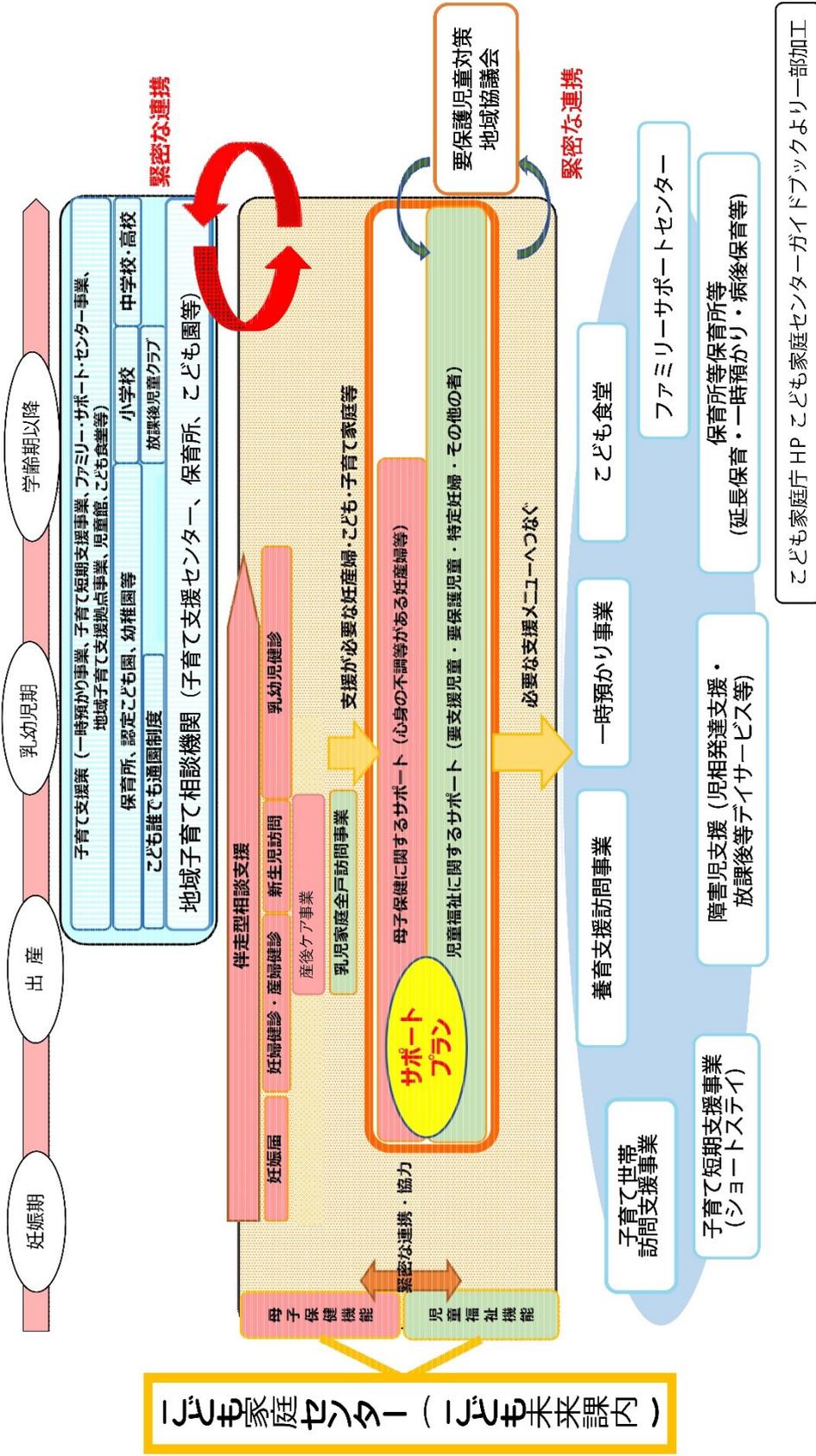
②食育の推進

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	食育の推進	すべての妊産婦と子どもに対し、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。妊娠期から乳幼児期では各健診・健康相談事業で家庭での食育を推進し、保育施設等や学校との連携・協働も拡充します。	こども未来課 学校教育課
2	食に関する学習機会の提供	子どもに対し、健康の増進や栄養バランスを考え規則正しく食べることの大切さについて意識を高め、調理などの生活体験や農業体験などを通し食に関する多様な学習機会を提供します。	学校教育課

こども家庭センターの設置と各種子育て支援施策等との連携

○子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

○子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期対応を行うことにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。



(2) 子育てしやすい生活環境の整備

子どもが心身ともにのびのびと成長するためには、子どもが安心して暮らせる社会づくりが必要です。

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、また、薬物等に接する機会がないよう、地域ぐるみで子どもを見守る防犯体制を整備します。

また、子どもに対して、交通ルールや交通マナーの教育など交通安全の啓発を実施するとともに、子ども・子育て世帯が生活する環境において、子ども・子育て世帯の目線や視点に立った「こどもまんなか」の生活空間の形成を図ります。

①子どもを取り巻く有害環境対策

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	喫煙・飲酒対策	薬物乱用防止教室を通して、タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進めます。また、家庭や地域においても啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。	学校教育課 こども未来課 保健課
2	子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、スクールガードリーダーを中心として、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域の防犯組織等に対して、必要な支援や専門的指導、体制づくりを進めます。	学校教育課 福祉介護課 総務課
3	防犯設備等の整備	都市公園は不特定多数の人が利用することから、子どもが巻き込まれる犯罪の発生場所になりうる可能性があるため、公園における見通しの確保、照明灯の増設や照度を上げる等の維持管理・整備に努めます。また、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。	まちづくり 推進課 総務課
4	「子ども110番の家」の充実	「子ども110番の家」の充実を目指し、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めるとともに、認知度の向上を図ります。	学校教育課
5	子どもへの防犯教育	学校において、児童生徒を対象に警察等の関係機関とも連携した、不審者を想定した避難訓練等を行います。	学校教育課
6	スマートフォン等を通じた犯罪への対策	スマートフォン、インターネット、SNS等を通して子どもを狙う犯罪から子どもを守るために、学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行います。	学校教育課
7	有害図書・有害玩具の制限	青少年にとって有害な性や暴力等に関する過激な情報について、その販売・貸付・閲覧等の禁止、制限を関係事業者等へ周知します。	生涯学習課

②適正な養育環境の確保

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みごとの傾聴や家事・子育て支援等を実施し、養育環境を整える支援を行います。	こども未来課
2	公営住宅等の改善・整備	「曾於市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なバリアフリー対策等の安全面に配慮した公営住宅の改善事業や新規住宅の整備及び建て替え事業を推進します。	まちづくり推進課
3	公共施設の安全管理体制の確保	施設の老朽・破損や、危険物の放置による事故を未然に防ぐため、計画的、体系的に巡視、点検を行い、異常が発見された場合には直ちに必要な措置がとれる体制の構築に努めます。認定こども園や保育所、学校、公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に取り組みます。	まちづくり推進課 教育総務課 こども未来課
4	地域振興住宅の整備	少子化や農村地域の過疎化などによる人口減少、地域活性化の対策として、新規転入者、若者世帯が居住でき、地域の活性化に資するための住宅を整備します。	まちづくり推進課

③安心して外出できる環境の整備（道路・公園）

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	少子化社会の子育て環境づくりの推進（こどもまんなかまちづくり）	子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、子どもや子育て世帯の目線や視点に立った「こどもまんなか」の生活空間の形成を推進します。	まちづくり推進課
2	安全管理のための取り組み	子どもが安心して過ごすことができるよう、通学路や移動経路の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、安全対策に努めます。	教育総務課
3	移動経路・通学路の点検と対策の実施	曾於市子どもの移動経路／通学路等交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、市内小中学校の通学経路及び未就学児の移動経路について、点検・対策を継続的に実施します。	土木課 耕地林務課 総務課 学校教育課 こども未来課
4	子どもの交通事故防止対策事業及び交通安全啓発事業	こども園・保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇などを通し、啓発活動に努めます。また、子どもが巻き込まれることのないよう、交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。	総務課

NO.	事業名	事業概要	担当課
5	交通安全教育事業	日常生活に必要な交通安全のための基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進します。	総務課
6	防犯灯地域安全施設整備事業	地域の安全と生活環境等整備のため、防犯灯の設置を推進します。	総務課
7	育児設備及び環境の整備、充実	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備の整備を推進します。	各施設所管課

④子どもの視点に配慮した遊び場の整備

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	防犯設備等の整備	都市公園は不特定多数の人が利用することから、子どもが巻き込まれる犯罪の発生場所になりうる可能性があるため、公園における見通しの確保、照明灯の増設や照度を上げる等の維持管理・整備に努めます。また、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。	まちづくり推進課 総務課
2	公園整備	子どもが一人の場合でも、また親子でベビーカーを使用したり、乳幼児を抱きかかえたり、幼児の手を引いている場合でも安心安全な子どもの居場所となるような公園整備の計画を策定し、計画的に公園整備を行います。	まちづくり推進課
3	遊具点検	公園内の遊具について、定期的に点検し、修繕等を行います。	まちづくり推進課

(3) 子どもの安心・安全な居場所づくり

近年、価値観や個々の生き方の多様化に伴い、様々なニーズに応じた子どもたちの居場所が求められています。

また、児童虐待や不登校、いじめの増加など、子ども・若者を取り巻く環境は年々厳しさを増し、子どもの安全な居場所づくりはますます重要性を増しています。

ニーズ調査によると、放課後に子どもを過ごさせたい場所としては小学校低学年では「放課後児童クラブ」が最も多く、小学校高学年においても「自宅」の次に「放課後児童クラブ」があげられています。

次代を担う子どもたちが、安心して過ごせる居場所、健やかな育ちを支援する居場所として、放課後児童クラブをはじめ、遊びや学び、体験の視点からの居場所づくりにも取り組みます。

①総合的な放課後児童対策

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な居場所を提供できるよう、事業を実施する施設を確保します。	こども未来課
2	一体的及び連携による放課後児童対策	教育・福祉の連携のもと、学校や放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。	こども未来課 生涯学習課
3	放課後児童クラブの施設整備	放課後児童クラブの新規設置や既存施設の改築等を、必要に応じて適切に実施します。	こども未来課
4	放課後児童クラブの利用定員の確保	市内の各小学校区での放課後児童クラブに待機児童が発生しないよう、指導員を確保します。	こども未来課
5	指導員の資質向上	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実させ、指導員の資質向上を図ります。	こども未来課
6	放課後等デイサービスの利用	支援を必要とする障がいのある児童に対し、放課後等にそれぞれの状況に応じた支援が受けられる場を提供します。	福祉介護課

②遊びや体験、活躍の実現

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援センターにおけるイベントの実施	未就学児を持つ親子がさまざまな体験ができる子育てひろばや育児講座等のイベントを実施します。	こども未来課
2	子どもフェスタにおける体験	子ども同士の絆を深め、次世代の社会を担う子ども達を育てるため、「共に遊び、共に学ぶ」ことのできる「子どもフェスタ」を開催し、子どもたちが遊びや様々な体験をします。	生涯学習課
3	青少年リーダー研修の実施	異年齢の子ども達が集団活動での相互学習や体験活動を通して、自身の視野を広げ、協調性や自立心を養い、たくましく生きる力と思いやりの心をもった青少年のリーダーを育成します。	生涯学習課
4	少年の主張大会の開催	子どもが社会の一員としての在り方や生き方についての自己啓発を目的として、小・中学生が、日常生活の中で考えていること、感じていることを社会に向けて訴える機会となる少年の主張大会を開催します。	生涯学習課

NO.	事業名	事業概要	担当課
5	子ども議会の開催	子ども達への主権者教育の一環として、子ども達が市や社会の問題について考え、判断し、提言を行う「子ども議会」を開催し、市議会議場において市に対しての提言や討論を行います。	学校教育課
6	子どもの活躍の広報	子どもの参加するイベントや活躍、また子どもの意見について、市報で紹介や周知を行います。	総務課

③多様な居場所の確保

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放します。また、地域のさまざまな市民が協力し、休日や放課後等の居場所づくりを進められるように支援します。	教育総務課 生涯学習課
2	市立図書館の充実	市立図書館では、図書の貸し出しのほか学習スペースや視聴覚コーナーを設置し、子どもが一人でも利用できる安全な居場所として施設を充実させます。また、乳幼児と保護者を対象に絵本の読み聞かせ等を行う交流の場となる事業を実施します。	生涯学習課
3	子育て支援センター事業	子育て世帯の親子の交流・育児相談等の実施により、育児の孤立化や育児不安の解消に取り組み、親子が利用しやすい環境づくりや、親子が笑顔になれる場を提供します。	こども未来課
4	一時預かり事業	保護者の仕事や突発的な事情のため乳児や未就学児の一時的な居場所を確保するため、保育施設や子育て支援センターでの一時預かり事業を実施します。	こども未来課
5	ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や突発的な事情のため乳児から高校生までの一時的な居場所を確保するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。	こども未来課
6	一体的及び連携による放課後児童対策	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。	こども未来課
7	教育支援センター（ふれあい教室）	不登校の子どもに対して各種支援を行い、学校への復帰までの居場所となるふれあい教室を開催します。	学校教育課

3 子どもを持つ（予定を含む）家族への多方面からの支援

(1) 地域における子育て支援の充実

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て世帯が孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増えています。

ニーズ調査によると、子育て支援サービスや制度に関する情報の入手先として最も多かったのが「友人や知人」、次いで「市報」、「市のホームページ、LINE」と続いています。

市内や近隣市町等で利用できるさまざまな子育て支援に関することについて、広報誌やSNS等によって情報発信するとともに、すべての妊産婦、子育て世帯の相談窓口として「こども家庭センター」を設置し、個々の家庭に応じた切れ目ない支援体制の強化を図ります。

また、子どもにとって何が最善かを考え行動する「こどもまんなか」アクションへの意識を高め、地域全体で子ども・子育てを応援する気風を高めます。

保護者向けの研修を実施するとともに、親同士が交流できる機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

①子育ての情報提供

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援サービスの情報提供	母子相談や乳幼児健診、健康教室、学校からの連絡等の機会に、子育て支援に関する情報の提供に努めます。	総務課 こども未来課
2	ホームページ・広報誌等による情報発信	市内及び近隣市町などにおいて利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNS等によって提供します。	こども未来課
3	子育て支援センターの事業紹介	子育て支援センターで実施するイベントについて、利用者に直接チラシを配布するほか、ホームページ、広報誌、SNS等による情報提供を行います。	こども未来課

②子育て相談の充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	こども家庭センターにおける相談支援	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援体制を強化します。	こども未来課
2	子育て支援センターにおける相談支援	地域の子育て支援拠点として、子育て世帯の親子の交流・育児相談等を実施し、育児の孤立化や育児不安の解消に取り組みます。	こども未来課

③親同士が交流できる機会の提供

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点として、子育て支援センターでは、イベントや育児講座等を実施することで子育て世帯の親子の交流を図ります。	こども未来課
2	市立図書館における読み聞かせ事業等の支援	市立図書館において親子で参加でき、親同士の交流の場となる機会として、乳幼児に読み聞かせを行う事業を推進します。	生涯学習課
3	家庭教育支援事業	小中学校等において、家庭教育学級などの子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図ります。	学校教育課
4	P T A 組織における研修の充実	各団体・組織との連携を図り、講演会、地域活動などの研修を開催します。	学校教育課
5	子育てサークルの育成及びネットワーク化	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、活動拠点の確保や周知、各サークル間の情報交換等、活動の活性化や充実に向けた取り組みを進めます。	こども未来課

④仕事と子育ての両立への支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	援助会員及び依頼会員の登録者を増やし、事業を拡充します。また、ニーズに応じた支援を実施するため、援助会員向けの講習会を開催し、会員の増員を図ります。	こども未来課
2	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女協働参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	総務課
3	ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行います。	総務課 企画政策課
4	雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを産み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得やワーク・ライフ・バランスの実施など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行います。	企画政策課
5	育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業及び介護や看護のための休暇等の制度を普及させるために、企業等に啓発活動を行います。	商工観光課 企画政策課

NO.	事業名	事業概要	担当課
6	一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりを促進するために、従業員101人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。	商工観光課 企画政策課
7	商工会、ハローワーク大隅等との連携	商工会やハローワーク大隅等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子高齢社会、子育て家庭の現状と展望等について等の啓発に努めます。	商工観光課

⑤子育てに関する地域活動の育成と支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	子育てサークルやNPO法人などの市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努めます。	総務課
2	民生委員児童委員の活動に対する支援	民生委員児童委員による相談や子育て支援活動の充実のため、民生委員児童委員に対して研修機会や情報を提供するとともに、民生委員児童委員の子育て支援活動の周知に努めます。	福祉介護課
3	各種団体やNPO法人等による子育て支援事業などの支援	子育て支援事業を自主的に行うNPO法人等の活動を支援し、子育てしやすい環境の構築に努めます。	こども未来課
4	地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	こどもまんなかアクションの理念や取り組みなどを広く市民に周知し、常に子どもにとって最善は何かを考え、子どもたちにとって最善の行動を起こす「こどもまんなか」アクションへの意識を高め、地域全体で子ども・子育てを応援する地域づくりに取り組みます。	こども未来課

(2) 保育・教育環境の充実

子どもが多く時間を過ごす保育施設や学校の環境を整えることは、子どもを預ける保護者にとっても、また子ども自身にとっても重要なことです。

ニーズ調査によると、保育施設等に対して重視するものとして「安全への配慮」が最も多く、「保育者の信頼度」「保育時間・預かり時間」が続いています。

安全への配慮に重点を置き、保育施設や学校に必要な設備や機器等を導入するとともに、保育・教育施設を計画的に整備し、保育・教育環境の充実を図ります。

また、子育て世代の多様な働き方や病気や障害をもった子どもの保育等、多様なニーズに応じた事業を実施するとともに、保育施設等の人材の確保に努めます。

①保育・教育環境の向上

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育所等業務効率化推進事業	保育所等の保育計画・記録や園児の登降園の管理、保護者との連絡等、保育士の業務負担軽減のためのICT化を支援します。	こども未来課
2	保育所等増改築等事業	子どもたちが安心して保育所等で生活できるよう、必要に応じて保育所等の計画的な改築を進め、保育環境の整備に努めます。	こども未来課
3	保育所等における事故・性被害防止推進事業	ビデオカメラや監視カメラ等の設置に必要な経費の一部を補助し、保育所等での事故・性被害防止に努めるとともに、事故・性被害後の検証体制の強化を進めます。	こども未来課
4	学校運営協議会の機能強化	学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。	学校教育課 生涯学習課
5	新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教育DXを推進します。また、教育ICT環境の整備、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。	教育総務課 学校教育課
6	施設、設備の整備・充実	学校等について、子どもたちが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進めます。	教育総務課 学校教育課

②多様なニーズに応じた保育サービスの充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育事業を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課
2	一時預かり事業	保護者の緊急一時的な事情による未就園児や短時間保育等の児童を、一時的に預かる一時預かり事業を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課
3	病児・病後児保育事業	保育所等や小学校に通う児童が病気や病後の回復期に、保育所等で預かる病児保育事業を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課
4	障害児保育事業	障害のある児童が保育所等に入所できる環境等を整備するため、障害児保育事業を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課
5	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施し、事業に取り組む保育所等を支援します。	こども未来課

NO.	事業名	事業概要	担当課
6	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	子育て世帯の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件等を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる、新たな通園給付事業に取り組みます。	こども未来課
7	子育て短期支援事業	子どもの宿泊を伴う預かり等に対応するため、子育て短期支援(ショートステイ)事業を実施し、契約施設を確保します。	こども未来課

③保育・教育にかかわる人材確保

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育士等人材バンク事業	県の実施する保育士人材バンク事業に加盟し、市が窓口となり保育所等で働くための多様な職種の求人情報を紹介します。	こども未来課

(3) 経済的支援

子どもが成長する過程の中で、家庭の経済状況による進学機会や学力等の格差、その後の就職に至るまで格差が継続すると指摘されています。

また、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っているひとり親家庭では、収入や子どもの養育等、厳しい困難に直面しています。

ニーズ調査による「充実してほしい子育て支援サービス」では、「医療の確保」に次いで「経済的支援」があげられました。

本市では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、様々な経済的支援を実施します。

また、子どもが生まれながらに持つ「医療、教育、生活」の支援を保障する権利が守られるよう、個々の家庭に応じた支援を実施します。

①保育・教育に係る経済的負担の軽減

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育料の軽減	市独自で保育料の軽減を行い、保護者の保育ニーズに対応したサービスの充実を図ります。	こども未来課
2	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒及び就学予定者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育総務課
3	学校給食の無償提供	すべての児童生徒の学校給食費を無償とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
4	育英奨学資金の貸与	向学心に富むが、経済的な理由により就学が困難な高校生及び大学生等に対し、奨学資金の貸与を図り、保護者の負担軽減に努めます。	教育総務課

②子育て家庭への経済的支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	妊婦のための支援給付の着実な実施	妊婦に対して、妊婦であることの認定後に5万円及び妊娠している子どもの人数に5万円を乗じた額を支給します。	こども未来課
2	出産祝金の支給	子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の経済的支援の一つとして出産祝金を支給します。	こども未来課
3	子ども医療費給付事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費を給付することにより、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童の健康の保持増進を図ります。	こども未来課
4	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに、安心して医療が受けられる制度運営に努めます。	こども未来課
5	児童手当支給事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	こども未来課
6	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
7	特別児童扶養手当支給事業	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を看護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対して特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
8	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保険の向上と福祉の増進を図ります。	福祉介護課
9	妊産婦・乳幼児健診及び予防接種費用の助成	経済的事情により受診や予防接種を控えることがないように、妊婦健・乳幼児健診、予防接種費用を助成します。	こども未来課
10	ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭が自立できるよう、就職に有利な資格の取得を支援する給付金を支給します。	こども未来課
11	ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や県、市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、ホームページや市報、現況届の案内送付時等を利用して確実な周知・啓発に努めます。	こども未来課 総務課

(4) DV防止

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。

また、幼い頃DVに接した子どもは、心に深い傷を負い、その後の成長に重大な影響を及ぼすこともあります。

学校での人権教育をはじめ、広く市民の人権に対する理解を深めるための啓発を実施し、子どもの健やかな成長を阻むことがないよう、暴力を認めない社会の実現と、市民が、何よりも子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

①DV防止の啓発

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	市民への啓発	暴力の形態や相談窓口等について、ホームページや市報、リーフレット等により啓発します。	福祉介護課
2	DV（デートDV含む）についての教育の充実	子ども・若者が被害者にも加害者にもならないよう、学校において人権教育を中心とした学習の機会を設けます。	学校教育課 総務課 こども未来課

②相談窓口の充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	相談窓口の充実	被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、各種研修等に参加し、スキルアップに努めます。また、庁内連絡会議等において、職員の意識向上を図ります。	福祉介護課

③支援体制の充実

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	DV被害者支援機関等との連携強化	被害者の安全確保を最優先に支援していくため、警察やその他の関係機関との連携強化を図ります。	福祉介護課
2	子どもが被害者となる際の連携強化	DVによる児童虐待への早期対応のため、児童相談所や警察、その他の関係機関との連携強化を図ります。	こども未来課

4 子どもの夢の実現

(1) 多様な体験や主張、活躍の実現

子どもたちがのびのびと、自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や人を思いやる心、たくましく生きるための身体を育むことが重要です。

様々な体験や多くの人とのふれあいを通じて、豊かな心を育むとともに、一人一人が自信と希望をもって力強く生きていくことができるよう、様々な体験やチャレンジする機会の確保に努めます。

①自然と文化・芸術とのふれあい

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	文化・芸術、伝統行事にふれる機会の充実	子どもが、本市の歴史文化をはじめ、さまざまな地域の文化・芸術、伝統行事に親しみ、理解を深める機会を充実させます。	生涯学習課
2	生涯学習講座における機会の提供	子どもが参加できる生涯学習講座を開催し、自然や文化・芸術とふれあう機会を提供します。	生涯学習課
3	自主文化事業及び吉井展開催	子どもが文化や芸術とふれあう機会を設けるため、自主文化事業の実施や吉井展を開催します。	生涯学習課

②確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	地域で取り組む教育の推進	子どもたちの人間性や社会性を育むため、地域行事等への参加機会の増加、地域ぐるみで子育てする体制づくりを推進します。	生涯学習課 学校教育課
2	自立する力と心を育む教育の推進	児童生徒が確かな学力を身につけ、自立する力と共感する心を育む教育を推進します。キャリア教育の推進により、将来の自己実現を図るための進路選択に必要な資質や能力の育成に取り組めます。	学校教育課
3	ともに学びふれあい、夢実現を可能にする生涯学習の推進	子どもが参加できる生涯学習講座を開催し、子ども同士、また異世代とともに学び触れ合うことで、自立心や共感力を育む取り組みをします。	生涯学習課

③遊びやスポーツ、体験活動

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	夢実現にチャレンジする青少年の育成	研修事業や国際交流事業、リーダー研修などの青少年育成事業を充実させ、夢実現にチャレンジする青少年を育成します。	生涯学習課
2	スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の充実と地域交流の場を提供します。	生涯学習課
3	職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組みや働くことの意義について理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実させます。	学校教育課
4	子どもフェスタにおける体験活動	子ども同士の絆を深め、次世代の社会を担う子ども達を育てるため、「共に遊び、共に学ぶ」ことのできる「子どもフェスタ」を開催し、子どもたちが遊びや様々な体験をします。	生涯学習課

④主張や活躍の実現

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	夢実現にチャレンジする青少年の育成	研修事業や国際交流事業、リーダー研修などの青少年育成事業を充実させ、夢実現にチャレンジする青少年を育成します。	生涯学習課
2	スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の充実と地域交流の場を提供します。	生涯学習課
3	子ども議会の開催	子ども達への主権者教育の一環として、子ども達が市や社会の問題について考え、判断し、提言を行う「子ども議会」を開催し、市議会議場において市に対しての提言や討論を行います。	学校教育課
4	少年の主張大会の開催	子どもが社会の一員としての在り方や生き方についての自己啓発を目的として、小・中学生が、日常生活の中で考えていること、感じていることを社会に向けて訴える機会となる少年の主張大会を開催します。	生涯学習課

5 若者への支援

(1) 職業に関する希望の実現

子ども・若者の夢や職業へのあこがれを応援することは、子ども・若者を取り巻く人々や社会の役割と言えます。

近年、経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、労働者の意識や働き方が多様化している中、年齢や性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、職場における子育て家庭への配慮や支援、家庭における男性の家事・育児・介護などへの参画の促進等が重要であり、少子高齢化や核家族化が進む中、その重要性はますます増えています。

学校において、社会のしくみや仕事への理解を深め、仕事に対する夢の実現を応援するため職場体験学習を実施します。

若者の就労を支援するため、起業相談支援や雇用者・企業への啓発や情報提供を実施するとともに、妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けていけるような支援や、理解を深めるための一層の啓発を実施します。

①若者の自立支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	起業・創業相談支援事業	起業創業に関する幅広い分野での相談対応を行います。	企画政策課
2	庁舎内チャレンジショップ事業	商業の振興を目的に、庁舎内において店舗の試験的な営業を支援し、若者の起業や新事業展開の機会を提供します。	企画政策課

②多様な働き方への理解促進

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	総務課
2	雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを産み育てることの社会的役割について理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実施など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発を行います。	企画政策課

NO.	事業名	事業概要	担当課
3	一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりを促進するために、従業員101人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画である「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。	商工観光課 企画政策課

(2) 定住・結婚・子育てへつなげるための支援

若者は多様な価値観や考え方を持っているため、若者の視点に立った施策の展開が望まれます。

若者が自立した個人として自己を確立し、社会の中で自らを活かし、現在の所得や将来の見通しを持てること、また、自らの主体的な選択により結婚や子育てを望むよう社会全体で支援することが重要です。

このため、就労や結婚、自立した家庭生活等、生活基盤の安定を図るため、社会全体で支援する体制の整備が求められています。

市内に住宅を取得した際、住宅取得に対する祝金を支給するとともに、新婚世帯や子育て世帯には米や野菜など市内産の食の支援を実施します。

就労や再就職に向けた相談支援や、新規就農者への支援、農業や商業後継者への結婚祝金の支給を実施します。

① 地元にあるあらゆる職業への就労支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	就業・再就職に向けた支援	商工会やハローワーク大隅等との連携を図りながら、就業や再就職、起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。	商工観光課
2	新規就農者支援対策事業	地域の活性化や将来ある農林業の確立を目的に、新規就農者へ支援を実施し、若者等の農林業への就労を支援します。	農政課

② 定住・結婚・子育て支援

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	婚活イベントの開催	婚活イベントを開催し、出会いの機会を創出します。イベントについては、曾於市の特色を踏まえつつ、市内外からの参加者に曾於市の魅力を伝え、将来の定住及び移住推進を図ります。	企画政策課
2	農林業及び商工業後継者等結婚祝金	農林業及び商工業に従事し、本市の農林業及び商工業の発展に寄与する農林業及び商工業後継者の結婚に対し、結婚祝金を支給します。	農政課 商工観光課
3	結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活のスタートアップに係るコスト（引越費用・家賃）の支援を行います。	企画政策課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	食の支援事業	曾於暮らしの魅力を発信し、定住を推進するため、市内に住む新婚世帯又は市内に転入し子育てをする世帯に、曾於市産の米、肉、野菜を支給します。	企画政策課
5	住宅取得祝金支給事業	市内への定住を推進するため、住宅を取得した際、祝金を支給します。	企画政策課
6	地域振興住宅の整備	少子化や農村地域の過疎化などによる人口減少、地域活性化の対策として、新規転入者、若者世帯が居住でき、地域の活性化に資するための住宅を整備します。	まちづくり推進課

「食の支援事業」



食の支援事業では、市内に住む新婚世帯や転入した子育て世帯に、年に4回(3月・6月・9月・12月)(1年間限り)、米・肉・野菜などが届けられます。

※写真は、実際に届けられた品物の一例

第5章

教育・保育の
量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

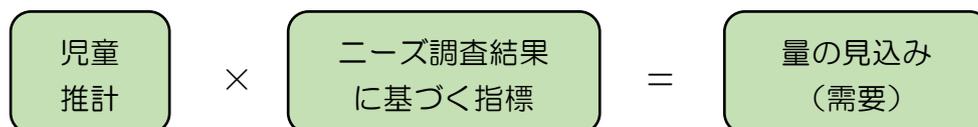
前計画と同様に、子ども・子育て関連3法に基づいて、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

(1) 「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。

ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて、補正を行っています。

【国が示す算出の基本的な考え方】



(2) 「確保方策」について

「量の見込み」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、全市を1つの区域として教育・保育の量の見込みを定めていきます。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の20事業です。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の成立や、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇などの経営情報を公表することとなりました。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定されました。

これらの改正を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）の関係規定の改正が行われる予定です。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

対象事業			「量の見込み」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	1	幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方に沿って算出
地域子ども・子育て支援事業	1	時間外保育事業（延長保育）	
	2	一時預かり事業	
	3	病児・病後児保育事業	
	4	ファミリー・サポート・センター	
	5	放課後児童クラブ	
	6	子育て短期支援事業	
	7	地域子育て支援拠点事業	
	8	利用者支援事業	
	9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	10	養育支援訪問事業	
	11	妊婦健康診査	
	12	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	13	子育て世帯訪問支援事業	
	14	児童育成支援拠点事業	
	15	親子関係形成支援事業	
	16	妊婦等包括相談支援事業	
	17	乳児等通園支援事業	
	18	産後ケア事業	
		19	
	20	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

① 1号・2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方（認定こども園）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号		
		訪券		訪券		訪券		訪券		訪券	
① 量の見込み	135	70	130	70	100	50	90	40	90	40	
② 確保方策	認定こども園		220		225		225		225		
	認可保育所		/		/		/		/		
	認可外保育施設		/		/		/		/		
	合計		220	0	225	0	225	0	225	0	
過不足		85	0	95	0	125	0	135	0	135	0

【今後の方向性】

本市では、「量の見込み」について十分対応可能なことから、既存施設での対応により、確保に努めます。

②2号認定のうち、保育ニーズが強い方（保育所、認定こども園）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	2号認定 3～5歳保育の 必要あり	2号認定 3～5歳保育の 必要あり	2号認定 3～5歳保育の 必要あり	2号認定 3～5歳保育の 必要あり	2号認定 3～5歳保育の 必要あり	
① 量の見込み	450	420	370	320	300	
② 確保方策	認定こども園	338	328	316	311	301
	認可保育所	88	69	70	74	71
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	426	397	386	385	372
過不足	▲24	▲23	16	65	72	

【今後の方向性】

本市では、不足となる年度がありますが、他の認定区分については「確保の方策」の方が「量の見込み」よりも十分に上回っていることから、利用定員の内訳の調整を各施設で行うことができれば入所可能であるため、各施設と協議しながら確保に努めます。

③3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			
	3号認定			3号認定			3号認定			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	80	120	130	70	100	110	70	100	110	
② 確保方策	認定こども園	65	78	90	59	75	78	58	70	71
	認可保育所	15	27	29	16	23	22	16	21	23
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	80	105	119	75	98	100	74	91	94
過不足	0	▲15	▲11	5	▲2	▲10	4	▲9	▲16	

		令和10年度			令和11年度		
		3号認定			3号認定		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		70	100	110	70	100	110
② 確保 方策	認定こども園	59	72	73	59	72	73
	認可保育所	14	21	21	16	22	21
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	合計	73	93	94	75	94	94
過不足		3	▲7	▲16	5	▲6	▲16

【今後の方向性】

本市では、各年とも1・2歳児において不足となっていますが、1号及び2号については「確保の方策」の方が「量の見込み」よりも十分に上回っていることから、利用定員の内訳の調整を各施設で行うことができれば入所可能であるため、各施設と協議しながら確保に努めます。

【満3歳未満の子どもの保育利用率】

満3歳未満の子どもの保育利用率の目標を次のとおり定めることとします。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員数	304	273	259	260	263
満3歳未満人口	456	418	399	380	364
保育利用率	66.6%	65.3%	64.9%	68.4%	72.3%
目標値	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%

※ 保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員の割合

$$\text{保育利用率} = \text{3号子どもに係る保育の利用定員数} \div \text{満3歳未満人口}$$

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園などで引き続き保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3,500	3,431	3,248	3,137	3,002	2,940
確保方策(人)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
施設数(箇所)	13	13	13	13	13	13

【確保方策の考え方】

市内 13 箇所の保育所等で事業を実施しています。引き続き園との連携を図りながら、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

(2) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園で子どもを一時的に預かる事業です。

①一般型

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所や認定こども園において一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	400	900	700	700	700	675
確保方策(人日)	840	1,200	1,000	1,000	1,000	900
施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4

【確保方策の考え方】

市内 4 か所の保育所等で事業を実施しています。日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合等に対応できる環境づくりに努めます。

②幼稚園型 I

【事業概要】

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を、教育時間の前後又は長期休業日等に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	480	1,850	1,800	1,700	1,630	1,530
確保方策(人日)	2,450	2,350	2,300	2,200	2,200	2,000
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

市内が1施設、市外が2施設で事業を実施しています。補助事業を利用していない施設もあり、適切に指導しながら、施設の負担軽減と保育サービスの充実に努めます。

③余裕活用型

【事業概要】

保育所や認定こども園において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業です。本市においては、事業に取り組む施設がありませんが、今後、実施について検討します。

【確保方策の考え方】

市民のニーズを勘案しながら、市内の施設に対して制度について周知し、事業実施に向けて取り組みます。

④子育て支援センターにおける一時預かり事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点である子育て支援センターは市内に3か所あり、各施設で一時預かり事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	200	200	190	190	180	180
確保方策(人日)	500	500	500	500	500	500
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

市内3か所の子育て支援センターで一時預かり事業を実施することで、預かる人数を確保します。

(3) 病児保育事業

【事業概要】

子どもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等において、病気の子どもを一時的に保育する事業です。本市では、病後児対応型である、地域の病後児について、保育所等に敷設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業に取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	50	100	100	100	100	100
確保方策(人日)	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

末吉地区と大隅地区にて、それぞれ1施設が事業を実施しています。今後は財部地区での開設を目指します。また、今後は病児保育の事業開始を目指します。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の人を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	70	100	120	140	160	180
確保方策(人日)	300	500	500	500	500	500
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

令和6年度に事業を開始し、令和6年度12月での会員数は50名程度です。今後、援助を行いたい人への研修会を毎年複数回開催することで援助を行う会員を増やし、援助活動を充実させていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため運営費の補助や施設整備に対する補助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	865	852	800	773	747	731
1年生	193	189	179	173	166	162
2年生	189	185	175	169	162	158
3年生	150	164	155	150	143	140
4年生	145	127	133	129	123	121
5年生	109	95	80	86	82	80
6年生	79	93	78	67	71	70
確保方策(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
施設数(箇所)	29	29	29	29	29	29

【確保方策の考え方】

引き続き、利用希望者全件の受け入れを確保します。また、運営基準の遵守はもとより、受け入れ中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

また、放課後子ども環境整備事業、放課後児童クラブ支援事業、放課後児童支援員の処遇改善事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業などの事業を取り組むことにより、市内の放課後児童クラブを充実させていきます。

小学校の改築や統廃合の計画に合わせ、必要な施設を計画的に整備していきます。現在計画が進行中の、末吉小学校の改築に合わせ、小学校の空き教室及び小学校敷地内の施設を利用している末吉中央児童クラブについては、現在の定員数を確保するため、令和7年度から令和8年度にかけて改築整備する計画です。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気等の理由により、家庭で養育を受けることが困難になった子どもを、児童養護施設等で一定期間預かり、必要な養育・保護を行う事業です。

①ショートステイ事業

【事業概要】

保護者の病気や育児疲れ、仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により、子ども自身が保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設などで一定期間子ども及び保護者を預かる事業です。

【量の見込みと確保方策（ショートステイ）】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	83	126	126	126	126	126
確保方策(人日)	168	756	756	756	756	756
施設数(箇所)	2	9	9	9	9	9

【確保方策の考え方】

需要に対して、利用目的に沿った施設を利用できるよう、契約施設を確保し、事業を継続します。

②トワイライトステイ事業

【事業概要】

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において子どもを養育することが困難となった場合や、ショートステイ事業と同様に事由のため子ども自身が希望した場合、その他緊急の場合において、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（トワイライトステイ）】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	トワイライトステイについては、サービス提供施設はありませんが、利用者の需要に応じて、随時事業の実施等について検討を行います。					
確保方策(人日)						
施設数(箇所)						

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として子育て支援センターを設置し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。交流の場の提供等や相談、援助の実施のほか、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の開催、一時預かり事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
確保方策(人回)	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

これまでの事業を継続し、市内3箇所の子育て支援センターにおいて、親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導などを行います。また、支援員について、人材を確保するとともに研修等を行い、事業の充実を図ります。

(8) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

【事業概要】

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)		1	1	1	1	1
確保方策(箇所)		1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

令和7年度に、こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の両機能の協働、関係機関との連携を強化し、利便性の高い相談体制の整備に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、育児等に関する不安や悩みを傾聴し、相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境等を把握し、助言を行い、必要なサービスにつなげます。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	120	130	130	120	120	120
確保方策(人)	155	140	140	140	140	140

【確保方策の考え方】

全ての乳児を対象として100%の訪問ができるよう、実施体制の確保に努めるとともに、訪問時に得られた情報を各事業へ繋ぎ、効果的な支援に努めます。

(10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、適切な養育を確保します。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	4	5	5	5	5	5
確保方策(人)	10	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

養育支援の必要な家庭に短期集中的に、専門的指導助言など密度の濃い支援を行い、適切な養育環境の維持・改善及び家庭の養育力向上のために母子保健や児童福祉等のサービスにつなぎます。

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

母児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
確保方策(人)	実施場所：鹿児島県医師会、都城市北諸県郡医師会等 実施方法：妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠月週数に応じた問診、診察等の実施 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年					

【確保方策の考え方】

妊娠期からの伴走型相談支援の充実を図るために、妊婦健康診査を通して医療機関等の関係機関とともに連携して継続的に支援する協力体制をつくり、安心して妊娠し出産できる体制を確保します。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の連携を強化し、児童虐待等の早期発見・早期対応に努めます。				

(13)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	180	180	180	180	180
確保方策(人日)	180	180	180	180	180

【確保方策の考え方】

不適切な養育状態にある家庭に対し早期介入し、養育環境の改善の必要性について理解してもらい、必要な支援に繋がります。

(14)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本事業のサービス提供予定はありませんが、住民の需要に応じて、随時事業の実施等について検討を行います。

(15)親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

本事業のサービス提供予定はありませんが、住民の需要に応じて、随時事業の実施等について検討を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、妊娠期から出産・子育てまでの必要な情報提供や相談に応じるとともにニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	120	130	130	120	120	120
確保方策(人)	155	140	140	140	140	140

【確保方策の考え方】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。

(17) 乳児等通園支援事業

【事業概要】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度であり、保育所や認定こども園等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の未就学児を対象に、保育所や認定こども園において預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (定員数)	1歳未満児	—	3	4	7	7
	1歳児	—	1	1	2	2
	2歳児	—	1	1	2	2
確保方策 (定員数)	1歳未満児	—	3	5	9	9
	1歳児	—	2	2	3	3
	2歳児	—	2	2	3	3

【確保方策の考え方】

市内の施設に対し制度について周知するとともに、令和8年度からの実施に向けて供給体制の整備に努めます。

(18)産後ケア事業

【事業概要】

産後 1 年以内の母子に対して助産所、産科病院等で心身のケアや育児サポート等を行い、育児不安の軽減や母親の身体回復を促す支援を行います。日帰り型、宿泊型、訪問型サービス利用の費用を全額助成します。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	48	48	48	48	48
確保方策(人日)	48	48	48	48	48

【確保方策の考え方】

妊娠届時から産後ケアの情報提供を徹底し、産科医療機関等との連携を密に行い、不安を抱える産婦に適切で迅速な支援ができるよう伴走型相談支援の充実を図ります。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

各事業における教育・保育事業の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等を維持していくことが必要です。

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

サービスの必要量と供給量の分析に基づく多様なサービスの提供を進める中で、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより高い事業効果を期待することができる分野において、優良な民間事業者の参入を促進するための方策を検討していきます。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- ①幼児期の教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園の保育従事者を対象とした研修の充実、教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督等の実施や保育士・保育教諭の人材確保対策の充実などにより、教育・保育の質の確保・向上を図ります。
- ③障害のある子ども、社会的に養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育等の利用ができるよう必要な配慮を行い、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。この施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県と連携して実施します。

7 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 育児休業満了時での施設利用調整

育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。保護者が、希望通りの育児休暇を取得し、産休・育休明けの希望する時期に円滑に施設等を利用できるよう、各年度の入所人数を予測し、利用希望時期をあらかじめ把握した上で、保育の必要性の優先度、待機状況等を考慮しながら、また、施設等にも理解を求めながら施設利用の調整を行います。

② 情報提供や相談の充実

育児休業取得後の職場への復帰時期について、保育施設等の希望より早く職場復帰していたり、年度初めの保育所入所に合わせて復帰したりなど、実際には、育児休暇の途中で職場復帰する実態があります。出生届けの際に施設利用の申込みについての情報提供を行うほか、随時、相談可能な対応を行います。

③ 一時預かり事業等の活用の推進

保護者が不安なく仕事に復帰できるよう、一時預かり事業の活用や慣らし保育等について情報提供を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

① 児童虐待防止の充実

- 発生予防から早期発見、早期対応
- 子どもの保護及び支援
- 保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策
- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携

② 社会的養護体制の充実

- 虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加への対応

③ 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- 子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進

④ 障害児施策の充実等

- 特別な配慮が必要な子どもとその保護者をあらゆる機会を通じての把握及び支援が必要な家庭への早期支援の提供
- 障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の各種施策・事業の実施
- 各支援機関の連携と情報共有を行い、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援の提供

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

①育児休業制度の周知

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合うためには、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業や短時間労働を取得しやすい環境づくりが求められます。保護者や就労先に対し改正された育児休業制度の内容について周知を行い、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図ります。

②企業・民間団体等との連携

仕事と家庭の調和の実現のために、地域の企業、民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、「ワーク・ライフ・バランス」施策を推進します。

③子育て支援事業の充実・基盤整備

仕事と子育ての両立を支援するため、各保育事業の充実や放課後児童対策、ファミリー・サポート・センター事業等、多様な働き方に対応した、子育て支援施策や基盤整備を展開します。

(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

①関係機関の連携会議の開催等

それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に係る関係機関（こども園、保育所、医療機関、学校、児童相談所等）を集めた会議を開催し、各機関における課題等を共有するとともに、日ごろから互いに情報共有を図ります。

②関係機関の連携を推進する取り組みの促進

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業

8 計画のその他の事項

(1) 放課後児童対策への取組

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備等を進めます。

①放課後児童クラブの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブについては、一部の小学校区を除き設置されています。設置されていない小学校区についても、隣接する校区の放課後児童クラブを利用しており、子ども及びその保護者が利用しやすい環境づくりに努めています。

曾於市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は下記のとおりです。現段階では、待機児童は発生しておらず、また量の不足は見込まれていませんが、利用者の増加や利用者のニーズを踏まえながら、柔軟に対応していきます。

【量の見込みと目標整備量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	865	852	800	773	747	731
確保方策(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
施設数(箇所)	29	29	29	29	29	29
整備施設数(箇所)		4	4			

小学校の改築や統廃合の計画に合わせ、必要な施設を計画的に整備していきます。現在計画が進行中の、末吉小学校の改築に合わせ、小学校の空き教室や小学校敷地内の施設を利用している末吉中央児童クラブ（4箇所）については、現在の定員数を確保するため、令和7年度から令和8年度にかけて改築整備する計画です。

②放課後子ども教室の実施計画

本市では現在、放課後子ども教室が2箇所で開設しており、今後もこれを維持します。また、ニーズを勘案しながら放課後子ども教室の新規開設を検討します。

【放課後子ども教室 実施計画】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
実施日	学校のある日の平日					

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

本市では現在、放課後児童クラブが29箇所、放課後子ども教室が2箇所で開催しています。同一小学校内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を開催している校内交流型の箇所はありませんが、同一小学校区内で両事業が実施されている小学校区があります。現在、同じ利用者が両事業に登録（利用）可能な状況であり、利用者の都合により、事業を選択できるようになっております。今後も、子どもの放課後の小学校内での活動や実施時間などの理由により、どちらの事業でも利用ができるよう、両事業の連携体制を整備し、質の充実に努めます。

【目標事業量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
実施日	学校のある日の平日					

④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

本市の放課後児童クラブが29箇所及び放課後子ども教室2箇所のうち、同一小学校内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を開催している校内交流型の箇所はありません。児童クラブと小学校が隣接している箇所もありますが、小学校から車等での送迎を伴うような離れた場所に位置する児童クラブについては、児童クラブが送迎対応をしており、現在のところ、放課後子ども教室の新規開設は計画しておりません。今後、放課後児童クラブを学校の余裕教室を改修整備して実施する場合は、施設の管理などについて放課後児童クラブ担当部局及び学校、教育委員会の間で協議を行い、施設を利用・管理します。

【目標事業量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数(箇所)	—	—	—	—	—	—

⑤連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室を連携型または校内交流型として一体的に進めるには、ニーズを的確に把握するとともに、学校等との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

本市の放課後児童クラブの中で学校施設の余裕教室等を利用しているところが4箇所あり、施設の管理などについて放課後児童クラブ担当部局と学校の間で協議を行い、覚書を交わしたうえで施設を利用・管理しています。今後、放課後児童クラブの開設場所として学校施設の余裕教室等を利用する場合には、同様に対応します。

⑦放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に進めるには、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

⑧特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では特別な配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。第4章施策の展開において「支援を必要とする子どもへの適切な対応について」の中で計画した各事業（P.35～P.38）を実施するとともに、特別な配慮が必要な子どもとその保護者に対して、引き続き、その支援に携わった機関等と放課後児童クラブ等との間において必要な情報共有を行いながら、連携した支援を行います。また、今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

⑨地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

市内の放課後児童クラブにおいては、現在のところ開所時間の延長は実施していませんが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応するほか、長期休業での開所にもしています。今後においても、学校等との連携調整を図りながら、柔軟に対応していくものとしします。

⑩各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。

⑪放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

(2) 子どもの貧困対策

①基本目標

子どもの貧困にかかる効果的な施策を推進するため、子どもの貧困対策の基本目標は、本計画の基本理念及び基本方針に準拠するものとします。

子どもの貧困対策について、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意しつつ、次の5つの柱に沿って総合的な推進を図ります。

②施策の5つの柱

子どもの貧困対策を進めるにあたり、国の大綱で定める重点施策でもある、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援、⑤周知の徹底を5つの柱として、行政機関、関係機関等と連携を図りながら、以下の具体的な施策を総合的に推進します

③具体的な施策

ア. 教育の支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないように、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

イ. 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援において相談事業や情報提供の充実を図ります。また、子ども及び保護者の対人関係の築き方や社会参加の機会等にも配慮しつつ、食事面や衛生面を含めた生活全般について必要な支援を行うとともに、関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

ウ. 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができるなど教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

エ. 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせ、世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援は重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

オ. 周知の徹底

あらためて様々な支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が確実に市民に届くような体制づくりをします。各課において市の広報やホームページ等を使った周知に努めます。

(3) 次世代育成支援行動計画から継続する施策及び事業の一覧

①地域における子育て支援

ア. 地域における子育てサービスの充実

- 地域子育て支援拠点の機能を充実させ、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。
- 地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。
- 出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、保護者のニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、一時預かりなどのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

イ. 保育サービスの充実

- 安全・安心で質の高い教育・保育環境を整備し、地域の実情に応じた多様な教育・保育需要に対応するため、教育・保育の担い手となる保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減などに必要な措置の総合的な促進を図ります。
- 市内の幼稚園、保育所等の職員が子どもの健やかな育ちを支援できるよう、幼稚園、保育所、小学校等の個別相談会を継続して実施し、人材育成と関係機関の連携に努めます。
- 幼稚園教諭、保育士等が、発達の気になる子どもについての知識や理解を深め、集団生活の中での支援方法などの専門的知識を深めるための研修会を充実させます。

ウ. 子育て支援のネットワークづくり

- 子育てサービス等の質の向上や地域全体で支え合う体制を構築するために、子育て支援サービスのネットワーク形成を促進するとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。
- 子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

エ. 児童の健全育成

- 青少年や子どもの健全育成についての啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。
- 青少年育成センターの充実や、さまざまな研修・学習機会の活用による夢実現にチャレンジする青少年の育成を図りながら、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。
- 自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。
- 子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

②母と子どもの健康の確保及び増進

ア. 子どもや母親の健康の確保

- 母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。
- 子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

イ. 食育の推進

- 子どもの豊かな人間性を育みながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。

ウ. 思春期保健対策の充実

- 大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

エ. 小児医療の充実

- 医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア. 次世代の親の育成

- 次代の親となる子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心を持ち、夢を抱けるよう、パンフレット配布や体験活動などを通して啓発活動を行います。
- 次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、健診の場や職業体験実習等の機会を通じて、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し子育ての意識を育みます。

イ. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境面の充実を図ります。
- 子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

ウ. 家庭や地域の教育力の向上

- 子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、家庭教育学級、父親セミナーなどを通して親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。
- 子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつけられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

エ. 子供を取り巻く有害環境対策の推進

- 子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

④子育てを支援する生活環境の整備

ア. 良質な住宅の確保

- 曾於市公営住宅等長寿命化計画を基本に、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給等に努めます。

イ. 安全な道路交通環境の整備

- 子ども、子ども連れの親などが安全・安心して通行ができる道路交通環境の整備に努めます。

ウ. 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設、公共交通機関、建築物のバリアフリー化や子育て世帯にやさしいトイレの整備及び子育て世代への情報提供に努めます。

エ. 安全・安心まちづくりの推進等

- 子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

オ. 地域定住促進のための住宅・宅地整備

- 曾於市移住応援プロジェクトの推進など、定住促進につながるように市内外のアピールに努めます。また、地域的に過疎化が進行しており、今後は集落や地区といった単位でもバランスがとれるように定住促進のための住宅・宅地整備に努めます。

⑥職業生活と家庭生活との両立の推進

ア. 雇用の確保や男性を含めた多様な働き方の実現及び見直し等の実践と的確な情報の発信

- 子どもを出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。
- 関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員101人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進、特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

イ. 仕事と子育ての両立の推進

- 子育て中の女性や子育てが終わってから働きたいと考える女性が、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

⑥子ども等の安全の確保

ア. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 幼稚園・保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇などを通し、啓発活動に努めます。
- 日常生活に必要な交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進します。

イ. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもたちが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「子ども110番の家」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。



第6章
計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の総合的な推進

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力がが必要です。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 施策の効率的・効果的推進

最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

2 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

(2) 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「曾於市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

資料

○曾於市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 33 号
改正 令和 4 年 2 月 25 日条例第 2 号
改正 令和 5 年 3 月 9 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 3 項の規定に基づき、曾於市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の説明又は意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例（平成 17 年曾於市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和 4 年 2 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、本庁増築庁舎の開庁の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日条例第 6 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

曾於市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和6年2月21日～令和7年3月31日】

	役職	委員名	所属団体等の名称及び役職	選出区分
1	会長	徳留 克志	保育園代表 ひこばえ保育園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
2		平島 佳子	認定こども園代表 覚照こども園長	
3	副会長	谷元 清己	認可外保育園代表 諏訪幼児学園代表(諏訪校区公民館長)	
4		川野みち子	放課後児童クラブ代表 NPO法人 子育て支援こんぺいとう	
5		白鳥 浄子	児童養護施設 慈光園長	
6		安楽 稔	フードバンクそお 会長	
7		鈴木 成幸	放課後児童クラブ保護者(太陽の子)	子ども保護者
8		西丸こずえ	認定こども園保護者(きらり園)	
9		地主園栄美子	教育委員	学識経験者・ その他市長が 必要と認める者
10		坂口 利幸	民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員	

教育委員会関係課

1	鶴田 洋一	市教育委員会 教育総務課長
2	関戸 達哉	市教育委員会 学校教育課長
3	竹下 伸一	市教育委員会 生涯学習課長

事務局

1	新澤津 友子	こども未来課長
2	南崎 雅裕	財部支所保健福祉課長
3	和田 初代	大隅支所保健福祉課長
4	別納 邦子	こども未来課長補佐兼子育て保育係長
5	加塩 淳一	こども未来課子ども福祉係長
6	満行 絵里花	こども未来課
7	新澤津 泰佑	こども未来課
8	下大園 宏輝	こども未来課

第3期 曾於市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 曾於市役所 子ども未来課

〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

電話：(0986) 76-8870 FAX：(0986) 76-8283
